

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

さつきが丘地域ケアプラザは25周年を迎えました。介護保険制度施行前から、地域福祉の向上の為に、地域にしっかりと根差した活動を行い、地域の皆様に育てて頂いてきました。

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の横浜市第5期「よこはま笑顔プラン」、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度第4期青葉区地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」を基に、青葉台地区地域保健福祉計画「みんなが活躍し、ふれあいが深まる かがやくまち」を目指して、地域ケアプラザとして以下の項目に取り組みます。

地域包括ケアシステム推進

横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉・保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を地域住民および行政と連携して行い、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、総合的な支援につなげていく地域包括ケアシステム構築における中心的な役割を担う機関であることを自覚しています。

介護保険に関する相談や介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供や、その人らしく尊厳ある暮らしを支援できるよう、日頃より全職種が協力して当プラザ担当エリアの情報収集と職種間の情報共有を行ない、幅広い年齢を対象とした総合相談支援および情報提供と専門機関との連携を強化しております。

地域共生社会の実現・包括的支援体制の整備を目指し、地域住民と関係機関・団体等が地域の現状と課題を共有します。

高齢者、子ども、障害のある人などすべての住民にとって、より良い地域づくりの取り組みを推進できるよう、自治会など地域の会議などに積極的に参加するとともに 運営協議会、ケアプラザ登録団体説明会・交流会、ケアプラザの自主事業等を活用し、情報共有や地域課題抽出及び解決に向けた協働をすすめて、「地域共生社会の実現」を目指します。

高齢者、障がい者等の支援

健康寿命を延ばし介護予防に取り組む地域作り、元気な高齢者が活躍できる場を支援します。

認知症の早期発見・進行予防と必要な社会資源の利用支援、地域での見守り体制を作ります。

障がい児・者の地域での理解を深め地域での交流を支援し支援者のネットワークを強化します。

障害児・者への支援についても、高齢者や子どもと同様に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区福祉保健センター、区社会福祉協議会、学校、民生委員児童委員やその他の地域関係機関（生活支援センターほっとサロン青葉、後見の支援室ほっぷ、横浜みどりの学校ひまわりなど）とのスムーズな連携を図り支援を進めていきます。

子ども、青少年の健全育成支援

子どもや子育て世代への支援については、少子化が進む中、当エリアでは0～14歳の人口が11.45%（令和6年3月末現在）と、横浜市の中では比較的高い割合で推移している現状を踏まえ、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援、誰もが安心して出産・子育てができる環境の整備、社会全体で次世代を担う子ども・青少年を育てる環境をつくるという「第3期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」に向けた自主事業や支援を地域住民、関係機関と共に企画し、実施していきます。

地域子育て支援拠点（ラフル）や地域の小中学校、コミュニティハウス、学校コーディネーターとの連携、乳幼児や保護者、養育者を対象とした事業、子ども食堂の後方支援、大学生や高校生サポーターの協力による「みんなの学習室」、地域ボランティアによる「余暇支援」（工作・書道・実験など）を通じた居場所作り、ボランティアの育成とコーディネートにより、子どもや青少年が地域に見守られながら健やかに成長できるよう支援します。

ビジョン

日常的な繋がりを通じた見守り体制作り、気に掛け合い、困りごとを抱えた人への気付きを広げ、安心して地域生活を送るための支えあいの充実に向けて、概ね徒歩30分圏内の日常生活圏域に設置されているケアプラザの設置目的を十分理解し、地域の身近な相談窓口として、その役割が最大限に発揮できるよう地域住民および各種活動団体に働きかけるとともに、後方支援を行い地域力の向上を目指します。

地域課題の抽出、解決に向けた取り組みの具体化および実践に向けた側面的支援を行うためには、職員の高い地域支援スキルが求められます。職員向け研修の充実を図り、個別の能力、キャリア段階に応じた人材育成計画、外部研修受講補助や資格取得支援などにより、職員自身の主体的な自己研鑽および成長、実践力や業務の質の向上を目指します。

青葉区医師会および青葉区歯科医師会、地域の医療機関、青葉区役所と連携し、健康講座等開催による未病・予病知識の普及、ハマトレ、ウォーキング等の健康作り、社会参加、つながりづくり促進などの事業を開催し「生き生きと身近な地域で暮らす」まちづくり促進を目指しています。

ボランティアポイントの普及啓発を行い、地域のボランティア人材の育成、生きがい支援に貢献します。

各部門の専門性や視点を活かし、青葉区役所や青葉区社協と協働し、全世代を対象とした地域支援が遂行できるよう地域ケアプラザ全体で取り組みます。地域に根差した指定管理者として条例や法令遵守し、地域課題と実情に合わせ、解決に向けた適正かつ効率的な事業運営をしてまいります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当地域の特色

横浜市さつきが丘地域ケアプラザは 青葉区の南端で緑区との区境に接し、東急田園都市線青葉台駅と JR 横浜線十日市場駅の間にあり、環状 4 号線の両側の丘陵地帯に広がる住宅地の中を 10 分ほど、坂を上った住宅地の中に立地しています。

さつきが丘地域ケアプラザ地域包括支援センターエリアの地区は しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘（14～16 番地、34～40 番地）で、人口は令和 6 年 3 月 31 日現在 21,163 名（男 10,785 名 女 11,378 名）、世帯数は約 10,427 世帯。また年齢別人口は、0～14 才が 2,582 名、15～64 才が 14,710 名、65～74 才が 2,190 名、75 才以上は 2,681 名です。65 才以上の高齢者人口は、4,871 名となり、さつきが丘地域ケアプラザエリア全人口の 23%を占めています。

地域の魅力と課題

令和元年より新型コロナウイルス感染症が拡大し、過度な外出控えによるうつ・孤立・転倒が浮き彫りになり、フレイルに関連する相談が増加しました。

コロナ禍でも出来る活動として「わが町の魅力再発見クイズラリー」を地域の商店会や小学校、自治会、コミュニティハウス、放課後デイサービス等の協力を得て、4 回目の開催を行いました。

小学校の子どもたちにも問題を考えてもらい、外出の機会作り、フレイル予防、町を知る機会作り、家でもできるボランティア活動の創出に貢献しました。毎年楽しみに参加下さる方が増えています。コロナ 5 類以降も継続します。

担当地域の自治会・老人会・地区社協・商店会などでは横のつながりが強く、活動も活発で“魅力ある街・青葉台”を目標に、老若男女 新旧住民が年間を通じて参加し楽しめる、福祉まつりや夏祭りなどのイベントが盛大に開催されています。

地域の清掃活動や環境浄化活動も盛んで、青葉台連合自治会による環状 4 号線沿いの清掃と花植えには、小中学生からシニアの方々まで多くの方々が参加し、多世代交流の場となっています。

地域の課題として、高齢化による活動の担い手不足、活動継続困難になってきているという声が聞かれます。そこで、誰もが気軽に地域活動に参加、継続できる場づくりを目指し、「青葉台地区支えあいネットワーク」等の活動を通して青葉台地区地域福祉保健計画の中にある「地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！」を目標に、活動に取り組みます。

宅地開発から 50 年以上が経過し、戸建て住宅では、子ども世帯が都心に居住する傾向がみられ高齢世帯・代替わり世帯・空き家・転売による新住民の同居等へと変化しています。

エリア内には公営住宅はありませんが、築 50 年超のマンションや青葉台駅近くには大規模分譲マンションもあり、マンション住民の高齢化も年々進行しています。

戸建て・マンション住民ともに孤立化が進んでいます。高齢者のみの世帯も増加しており、病識の不足、ご近所に知られたくないとの思いなどから相談や医療機関への受診につながらないケースも散見されます。いわゆる 8050 問題も増えています。

ケアプラザ、法人としての取り組み

- ・横浜市さつきが丘地域ケアプラザでは、中高年男性の地域デビュー、社会参加・仲間づくりなどを目的にした「いきいきセミナー」を実施し、その修了生がそれぞれグループ化し、5つのグループが毎回10名前後で月2回ほど20年以上活動を続けています。
- ・約200名のボランティアが秋まつり、デイサービス、草むしりデーなどの様々な場面で活躍しています。
- ・事業重点項目として「ボランティアの育成入門講座」を企画し、ボランティア人材の掘り起こし、育成、既存活動団体に向けた側面的支援を行います。
- ・近隣のケアプラザとの連携により、青葉台地区の自治会、商店会等が参加できる「支えあいネットワーク」会議の開催、地域課題解決に向けた情報共有や話し合い、顔の見える関係性を構築することで、地域包括ケアシステムの推進を目指しケアプラザの役割を果たします。
- ・エリア内にある2つの小学校と福祉学習への協力、地域住民への研究発表の場の提供、福祉委員会の活動の支援など、積極的な交流を図ります。
- ・キャラバンメイト及び令和4年度からさつきが丘チームオレンジメンバーの協力のもと認知症サポーター養成講座（H25開始）を5年間で延べ31回開催し、小中学生および教員（913名）、地域住民など年間200名を超える認知症サポーターを養成しています。若い世代への普及啓発を継続することで、将来の地域福祉に貢献できる人材の育成につなげます。
- ・家族4世代に渡って気軽に利用できるケアプラザの事業を今後も継続していきます。
- ・当法人、みどり福祉会は青葉区で初めての特別養護老人ホームを開設し45周年を迎えました。地域密着型の活動を地道に続け、開設当初から、地域の幼稚園・保育園、小中学校、青葉台地区社協、青葉台連合自治会、青葉台南部民生委員児童委員協議会（以下略、南部民児協）、保健活動推進員、食生活等改善推進員、地域子育て支援拠点ラフール、さつきが丘コミュニティハウス、障がい者後見の支援室ほっぷなど様々な団体と消防・警察等の皆様ともお互いに深い関係を結んでまいりました。これまでの関係性を活かし、各団体と連携をより強化し、地域福祉保健のネットワーク構築と、これから地域福祉活動を担う人材の発掘・育成の拠点としての機能を発揮できるよう努めます。

これについては第4期地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」の青葉台地区別計画

- ①顔の見える地域コミュニティをつくろう！
- ②地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！
- ③高齢者・障害者を地域で温かく見守っていこう！
- ④地域の人材を掘り起こし、まちづくりへの参加を促そう！

4つの目標に全てつながってまいりますので、今後も引き続き全世代の交流とネットワーク作り、人材育成に力を入れて取り組みます。

- ・将来にむけての課題である“青葉台連合における地域包括ケアシステムの構築”に向けて、当法人の特別養護老人ホーム、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所をはじめとしたネットワークを活かし、地域の介護保険事業所や病院・診療所などの医療機関、薬局、地域住民や各種関係団体などとの連携により、いつまでも住み慣れた地域でその人らしく、安心して暮らしていただく為の支援を行います。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の様々な団体との連携

- ・エリア内で主に連携をしている関係団体は、5つの自治会、青葉台連自治会、青葉台地区社会福祉協議会、青葉台南部民生委員児童委員協議会、5つの老人会、2つの小学校、1つの中学校（もえぎ野 CP と共催）、大学が1校、青葉台南商店会があります。当地域ケアプラザの自主活動団体として登録している住民と日頃より情報共有し、課題発見や見守りの連携を行っています。
- ・自治会との連携については、青葉台連自治会会長、谷本連自治会会長、5自治会長が運営協議会（年4回）の構成メンバーとして出席しています。ケアプラザの運営についてのご意見、地域の情報共有などご協力いただいています。
- ・青葉台連自治会には、毎月広報紙の回覧や掲示をお願いしています。
- ・当地域ケアプラザで総会を開催している自治会が複数あります。
- ・地区社協の協力を得て、各自治会から要望のあった事業を開催しました「スマホつながりサロン」開催から地域福祉保健計画の意見募集アンケートにつながりました。
- ・地域防災拠点の訓練に参加し発災時の連携強化を図っています。
- ・各自治会の夏祭りなどの地域行事に参加し、顔の見える関係作りを行っています。
- ・青葉台地区社会福祉協議会には、法人理事長が監事として、ひかり苑代表およびケアプラザ所長が理事として計3名が参加し、ケアプラザ各種事業の情報提供および福祉まつり・地域清掃花植えなど積極的に協力しています。令和6年度は福祉まつりにて区および区社協の皆さまと共に、支えあいネットワークコーナー・地福アンケートコーナーを設置し、広く活動のPRを行うとともに、地域住民の皆様の意見を収集しました。
- ・郵便局、金融機関
ATM近辺で振り込め詐欺が疑われる高齢者など気になる人への声掛け、認知症が疑われる方への窓口対応に関する情報提供、相談などがあります。必要に応じて地域ケア会議での検討や、その後認知症サポーター養成講座の開催につなげるなど連携を図っているほか、広報紙や包括リーフレットの配架にご協力をいただいています。
- ・消防署
青葉区認知症高齢者安心ネットワークにより 行方不明になった認知症高齢者の早期発見・保護での協力や、「わが街再発見クイズラリー」のポイントとしてクイズ掲示をお願いしています。
- ・警察署
近隣で空き巣が増えており定期的に巡回をしています。青葉区の詐欺被害等の増加に伴う注意喚起、ケアプラザ秋祭りにて交通安全・防犯普及啓発、また地域ケア会議への参加に協力頂いております。権利擁護事業として「劇団さつき」による振り込め詐欺の寸劇依頼、ヨコハマフォーエバーガールズ（YFG）による交通安全啓発ソング楽曲の協働制作を行っています。
- ・病院・診療所
広報誌や包括リーフレットの配置にご協力いただいております。
地域住民に向け 月2回、青葉区医師会の協力医による無料健康相談、ケアプラザ秋祭りで青葉区歯科医師会の歯科医師による口腔ケア相談を行っています。

近隣病院の理学療法士による健康講話を開催しています。

- ・薬局

認知症の疑われる方、独居の方など気になる高齢者の見守り、個別対応をして下さっています。運営協議会、地域ケア会議、包括カンファレンスへ積極的に参加していただいています。

- ・福祉施設・サービス事業所

地域密着型サービス事業所へ運営推進会議の開催協力、居宅サービス事業者での認知症サポーター養成講座開催、介護予防事業への協力などで連携しています。

- ・その他

子育て支援拠点ラフール、放課後デイサービス、幼稚園・保育園、さつきが丘コミュニティハウス、他の地域ケアプラザ、障がい者後見の支援室ほっぷ、ほっとサロン青葉、就労支援事業所（ほっと・館・花／れもん Café）、生活協同組合、商店会、更科蕎麦店、bondy's Café、ライフ青葉しらとり台店など地域の様々な事業所・企業・商店・団体と連携しています。

地域包括支援センター部門として

- ・エリア内5つの老人会の集いの場に参加し、健康や特殊詐欺・防犯に関する情報提供などの出張講話を行っています。スマホつながりサロン、元気じょうず講座（近隣CPと共催）、区老連会報への寄稿を行いました。
- ・南部民児協の定例会が毎月当地域ケアプラザで開催されており、個別のケースや、地域の情報について日常的に情報交換し連携を図っています。
- ・地区社協・広場部開催の「ふれあい広場」に協力、保健師、社会福祉士、生活支援コーディネーターが参加し、健康講話・健康相談・健康体操・情報提供などを行っています。
- ・青葉区役所 高齢・障害支援課の地区担当（社会福祉職、保健師職）、生活支援課ケースワーカーとともに区と包括のカンファレンスや地域ケア会議で情報共有、連携を図っています。
- ・青葉区社会福祉協議会の地区担当や第1層生活支援コーディネーターと「区と包括のカンファレンス」や「地域ケア会議」で情報共有・連携するとともに「青葉台地区支えあいネットワーク」などの協議体の運営を行い、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）」の事業所である「ポポロ」や「ちょこボラさつき」への後方支援などに関しても、情報共有・連携・相談を行っています。

地域活動交流部門として

- ・近隣の小中学校との連携を図るため、中学校区学校コーディネーター連絡会に参加し、顔の見える関係づくり、今後の活動や交流についての情報共有を続けています。
- ・小学校と連携し福祉学習「まち探検（ケアプラザ見学）」の受け入れ、総合学習での多世代交流、研究発表等に協力しています。
- ・さつきが丘コミュニティハウスで「ボッチャ体験会」を共催事業として開催。普段ケアプラザを利用しない放課後キッズや放課後デイサービスの児童やシニアの方々の参加があり、多世代交流と活動の周知の機会となっています。今後は幼児・小学生の参加できる事業の共催を検討していきます。

- ・民生委員児童委員と協力し、「子育てワイワイひろば」参加者の子育てに関する相談や情報の提供を行っています。養育者が気軽に相談しやすい雰囲気をつくりながら、必要時、関係各所へ繋がられるようコーディネートしています。
- ・青葉台地域へ半年以内に転入した親子を対象に、座談会「Welcome あおばまちトーク」を青葉台地域ケアプラザと共催で年3回開催しています。
地域の先輩ママたちと、子育てに関する情報や体験談を共有することを目的として実施しています。今後は就労中の保護者にもご参加いただけるように土曜日の開催を継続します。
- ・子育てネットワーク連絡会で挙げられた課題のうち“食に関する悩み”（子どもが偏食をする、食事の時間を楽しめない等）の解決に向けた取り組みとして、ヘルスメイトと共催で「パパクッキング」を令和6年度に初めて開催しました（親子6組22名参加）。
父親が料理に参加し、コミュニケーションを取りながら食事をする楽しさを再確認、参加者同士が悩みを共有し、実践的な解決策を見つける場となりました。今後、継続的に開催します。
- ・令和3年から青葉区障がい者後見的支援室ほっぷと協働し、障がい児・者の居場所づくりをすすめてきました。“後見的支援室ほっぷの周知、障がい児・者の見守りボランティアの育成、余暇支援の場の提供を目的に安心キーパー”養成講座を定期的で開催しています。養成講座終了後は、障がい児・者の余暇支援（カレー作り、ケーキ作り、昼食会、ポッチャカフェ）を年4回実施し、ボランティアの活躍の場を創出しています。
- ・ポッチャ体験会に参加いただいた放課後デイサービス“Wing”と“いきいきグループ”の世代間交流がきっかけとなり、ケアプラザデイサービスの壁面装飾の制作、ハロウィン時期の交流等に繋がりました。
- ・当ケアプラザの福祉保健活動団体と、日頃よりコミュニケーションを取ることで地域課題の把握に努めます。活動の後方支援、新たな活動団体の創出に取り組みます。

5 職種連携として

- ・小学生向け「認知症サポーター養成講座」を平成25年度から継続して開催しています。
令和4年度からは、チームオレンジのメンバー及びキャラバンメイトと協力し小学生にわかりやすい内容の参加型プログラムを実施しています。
講座終了後、サポーターの証としてボランティアが作成した“ろばマスコット”を渡しています。通学時にランドセルなどに付けてもらうことで、サポーターとしての意識づけ、若い世代への認知症理解を広めています。
- ・地域の身近な相談窓口として、各専門職が意識的に情報を共有することにより問題の早期発見、早期対応につないでいます。
8050、ヤングケアラー、孤立化予防、虐待予防、認知症、養育相談、生活困窮、権利擁護、セルフネグレクトなど相談が多岐にわたっています。複合的な課題に対して対象者の世代を問わず相談に応じています。
- ・チームオレンジ
令和4年度より開始された「横浜市チームオレンジモデル事業」に参画し、5職種の専門性を活かしながら認知症の人や家族を支える支援体制づくりに地域住民とともに取り組んでいます。
令和5年度、6年度は、横浜市健康福祉局の依頼を受け、取組事例発表を行いました。

- ・ 6職種会議を定例会月1回、他に必要時随時開催し、地域課題の共有・支援策の検討、事業の企画・検討、エリア内情報の共有を行っています。

行政、区社協、介護保険サービス事業所、他ケアプラザとの連携など

- ・ 青葉区福祉保健課事業企画担当、青葉区社会福祉協議会、青葉台地域ケアプラザとともに「かがやく青葉台ス新会議」「青葉台地区支えあいネットワーク」の事務局として協力・連携し、「青葉台地区サポートチーム会議」「区計画推進プロジェクト」に参加しています。
- ・ もえぎ野地域ケアプラザとともに「地域のお手伝い隊さつき」の後方支援を継続します。
- ・ 恩田地域ケアプラザ主催の「あかね台中学校認知症サポーター養成講座」の協力を青葉区高齢・障害支援課、青葉区社会福祉協議会、青葉台地域ケアプラザ、奈良地域ケアプラザとともにを行っています。
- ・ 地域密着型サービス事業所の運営推進会議において、地域住民が相互に連携を図ることができるよう開催支援を行っています。民生委員や自治会関係者にも参加いただき、事業所の特性・利用者・地域住民の視点からの意見を聴取し、どのように運営していくか等を話し合う場を企画、エリア内4つの事業所で、各年2回～4回参加協力しています。

(4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築している施設はございません

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1. 基本理念

- ◆ 社会福祉法人みどり福祉会は、極めて公共性が高い非営利の公益法人としての自覚のもと、真に地域住民の負託に応えうる多様なサービスを提供し、地域包括ケアシステムを実践するための地域連携を図る。
- ◆ 福祉サービスの利用者の利益の保護、地域の社会福祉の推進、社会福祉事業の適正な実施と健全な発展を図り、利用者による選択を尊重する。
- ◆ 福祉サービスの質の向上を図り、利用者の安心・安全な生活を守り、「尊厳の保持」「自立支援」を基礎に「人権擁護」「情報開示」「個人情報保護」を遵守する。
- ◆ 制度の枠にとらわれず、先駆的、積極的にセーフティネットの役割を担う。
- ◆ 財務情報にとどまらず、積極的に情報公開を行い、透明性の高い経営を行う。
- ◆ 福祉人材の育成と一層の処遇向上、働きやすく魅力のある職場づくりに努める。

社会福祉法人制度の

- ①経営組織のガバナンスの強化
- ②事業運営の透明性の向上
- ③財務規律の強化
- ④地域における公益的な取り組みを実施する責務

⑤行政の関与の在り方

今年度も新社会福祉法をよく理解し、地域住民に対する説明責任を果たす必要がある。福祉経営は制度と共に歩む特徴を持っており、地域での在宅需要増大と財源、人材不足の制限制約要素の中で働くため、厳しい環境に今後も向かうことが予想される。

我々みどり福祉会職員は、新制度と共に変革をしつつ、地域の高齢者が安心して住める街づくりの拠点施設として当法人施設が果たす役割を十分認識し、積極的に地域との関係性を深め、ボランティア、各自治会、民生委員、児童委員、ゆうあい活動推進委員、市・区・地区社会福祉協議会・青葉区社会福祉協議会の協力を得て援助事業を行う。

「人は人として存在するだけで尊い」満月の月光のやわらかい光があまねく照らすように、地域社会の現行制度の狭間にいる人々も社会福祉法人だからこそ支える必要があると考える。

しかしながら、このような時代こそ、良心的で、高品質な専門性を持った多様な福祉サービスの提供が必要であり、みどり福祉会の各施設、事業所がその専門性を発揮し、協力し合ってご利用者を困難な状況から救い出し、解決に導く努力を惜しまずに行うことが重要である。

我々みどり福祉会職員は、ご利用者とご家族の満足と笑顔を職員の喜びとする。

2. 事業指針

社会福祉法人みどり福祉会は、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努める。又、多様な生活課題や福祉ニーズに柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人になるべく行動指針を定め、実践する。

(1) 利用者に対する基本姿勢

① 人権の尊重

ご利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに個人の尊厳に配慮する。

② サービスの質の向上

常にご利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努める。

③ 社会・地域との関係の継続

ご利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、ご家族や知人・友人・地域住民との関係が継続し、さらに促進されるように支援する。

④ 生活施設環境の向上

ご利用者の生活環境、ケア環境の整備、居心地の良さ、温かさが感じられるように努める。

(2) 社会に対する基本姿勢

① 地域福祉の推進

地域における福祉システムに主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導して、地域の福祉課題に取り組む。

② 公共的取り組みの推進

社会保障制度からはみだしている生活困窮者や、低所得者の支援、既存の制度では対応できない地域の福祉需要に即応した先駆的・開拓的な取り組みを推進する。

③ 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、ご利用者、地域との

コミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示・情報提供等に努め、説明責任を果たす。

④ 行政との連携・協力の促進

地域福祉増進に向けて、地域ケアプラザ・地域包括支援センター・特別養護老人ホームが中心となり、行政との連携・協力を図る。

⑤ 災害時の受け入れ

福祉避難所として青葉区との連携・地域との協定により、災害BCP（事業継続計画）に自ら取り組むとともに、災害時の受け入れ施設としての防災対策にも取り組む。

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

① 法人の経営理念に基づき、目指す事業経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築する。

② 職員処遇の向上

良質な福祉人材を確保するため賃金改善はもとより、それにとどまらない職員処遇全般の向上に取り組む。

③ 働き甲斐のある職場の実現

円滑なコミュニケーションのもと、職員が仕事を通じて成長と達成感を実感できる職場づくりを進める。

④ 職員の能力育成

(4) マネジメントにおける基本姿勢

① コンプライアンスの徹底

社会福祉法人組織や事業を実施するうえでの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程、さらに広く社会的ルールやモラルを遵守した経営に努める。

② 財務基盤の安定化

安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行う。

③ 組織統括（ガバナンス）の確立

透明性の高い適正な経営を可能にする実行性のある組織体制を構築し、組織全体を適正に統括する。

3. 人事考課

(1) 目的

個別目標管理の目的は、人事考課を通じて個人の能力開発を行うことに主眼を置き、その手段として、人事考課の結果に基づき個別に能力開発目標を設定し、計画的かつ効率的に能力開発を実施し、その結果について公正な評価を行うものである。

(2) 個別目標の設定とその指導・助言

① 個別目標の設定

本人が人事考課結果のフィードバック事項を基本にして目標を選び、その達成期間を1年単位で設定する。

② 目標設定の表現方法

何を、いつまでに、どこまで、どれだけといった内容で職務遂行内容に合わせ達成基準を設定する。

③ 指導・助言

個別目標を設定するにあたり、上司（考課者）は適切な指導・助言を行うものとする。

(3) 目標達成計画

- ① 自ら設定した個別目標の達成を図るため、目標達成計画を時系列過程を含めて作成する。
- ② それを基に上司と話し合い、計画全体について確認をしておく。
- ③ 上司は部下の目標達成計画の基本的考え方及び内容を十分に理解し、適切な指導・助言をし、必要に応じて積極的な援助の姿勢とその方法について確認する。

(4) 個別目標設定の数と優先順位

- ① 設定数は5項目以内とする。
- ② 優先順位及びウェイトをつけておく。

(5) 目標設定の時期

新入職員	① 入職オリエンテーション終了時	4月
	② 3ヶ月目	6月
	③ 6ヶ月目	10月
現任	① 次年度目標	3月末まで

(6) 個別目標達成過程における中間チェックとその時期

- ① 中間チェック
上司は部下の目標達成計画の遂行過程に於いて中間チェックを実施する。
(前期6月、後期11月)
- ② 遂行経過の説明
部下は自ら計画遂行過程を分析反省するとともに、今後の進め方・問題点などを上司に説明する。
- ③ 中間指導と助言
説明内容の要点整理をして、指導・助言を行う状況変化によって計画・変更・修正を行う。

(7) 個別目標達成度の自己評価と上司評価

- ① 自己評価
達成計画の終期にあたって達成度合いを自ら評価し、評価シートに評価結果を記入する。
- ② 上司評価
達成度合いを評価し、評価シートに記入する。
- ③ 評価の照合
上司と部下本人は、それぞれの評価結果を照合し、評価理由について意見交換を行い、今後の資料とする。

(8) 個別の目標達成と人事考課

個別目標管理の達成度合いは、原則としてその該当期間の人事考課に直接的に反映させる。

4. 実習計画

施設が創立以来はぐくんできた職員の介護技術を生かし、新しい技術を身につけた人材を世の中に送り出すことは、施設の社会貢献の場として必要なことである。

社会福祉系大学、医学部看護学科、看護専門学校、福祉専門学校、介護職員初任者研修、介護等体験、公務員新人研修など実習内容、場所などさまざまではあるが、法人施設の良さであるやさしい介護を実習生の皆様に体験していただけるように、それぞれ担当職員を配置し、組織的な実習を作り出していく。

オリエンテーションなど集合で学ぶものと個別で学ぶものをわけ、又同法人内のデイサービス・訪問介護の現場に協力いただき一貫性のある実習の場としてそれぞれの実習校との連絡調整を図り、協力していく。

実習マニュアル資料の整理などを心がけ、全体的なバランスを保ちながら、年間計画に基づきそれぞれの必要な体験を提供できるように、月1回の実習担当者会議で検討をしながら進めていく。

体験学習も社会的貢献として積極的に受け入れていく。

5. 法人研修

法人基本理念及び施設運営方針を周知徹底し、永続的経営基盤の確立としての組織を作り上げていく。

職員が組織の一員としての立場を理解し、組織的な階層別研修を行う事で、職務に合わせた事業目的を確認、周知するとともに協働意識を構築していく。

- ① 新人研修
- ② 法人研修・スキルアップ・サービス公表制度対応研修等
- ③ 社会保険労務士の講習
- ④ 管理職研修
- ⑤ 新中間管理職研修・中間管理職研修
- ⑥ 事務職員研修

職員研修計画（法人）

研修項目	対象者	主要な教育テーマ
新人研修（Ⅰ）	新採用職員	法人理念・施設理念の理解、福祉従事者としての基本理念を学ぶ。宿泊研修でサービスマナーを実体験する等、全事業所新人の交流を図る。
法人研修	全職員	年度計画で全事業所職員に向けての研修を行う。 毎年行う必要のある内容と、法の改正や制度の変更への対応などなどタイムリーな研修を盛り込む
会計事務の研修	全事業所管理職	管理職職員への経営状況の説明と、理解を共有し、安定した稼働に向けての方向性の周知徹底を目的とする

社会保険労務士の講習	全職員	職員への規程の周知徹底を目的としている。 社会保険や年金、退職制度、労務問題の質問や相談にも応じていく
管理職研修	全事業所管理職	法人における理念と事業方針を理解・共有していく。 全事業所の職員へ周知徹底を速やかに行い、方向性を明確にしていく。税理士の講習会において、経営的な分析を実数に基づき行うことで管理者を育成する。
新中間管理職研修 中間管理職研修	全事業所新中間管理職	段階に応じた、経営管理マネジメント・組織とコミュニケーション等を学ぶ。職員の不安や問題点など、少人数の対話の場を作り解決への推進を行っていく。
事務職員研修	全事業所事務職員	社会保険労務士・税理士の講習で、事務手続きが速やかに行われるようにする。

6. 定例会議

(1) 法人運営会議

法人内の各事業所の管理職・中間管理職が情報共有を図り、一つの目的に向かって業務推進できるよう、月1回の定例会を行う。

(2) 経営諮問会議

税務事務所から財務状況について説明を聞き、法人及び事業所の経営について専門的なアドバイスとコンサルティングを受け、今後の展望につなげる。

(3) 事業者連絡会

各事業所の月例の報告の場とする。前月の実績を報告し、問題点などを共有・検討することで業務の改善を行う。各事業の質の向上、経営の改善、適正な事業の運営を行うために、継続的に連携して取り組む。

(4) 入退所調整会議

施設長、生活相談員を中心にユニット・従来型の特性を生かし、施設入所者の処遇の改善、入・退所の稼働率のアップを図るための施設間連携と、より安定した事業経営に取り組む。

(5) 社会保険労務士相談日

社会保険労務士に各事業所の労務問題を相談し、解決していく指導を受ける。職員の相談にも直接回答していただく。

(6) 居宅連絡会

ケアマネジメントプロセスについて、相談援助の実践力及び専門性を向上し、法人内各部門との連携を強化し、質の高いサービスを総合的に提供することを目標に研鑽する。

月間定例職員会議

会 議 名	内 容
法人運営会議	月 1 回 理事長、施設長、各室長、各所長によって構成され、運営方針の確認等を行う。
経営諮問会議	月 1 回 理事長、施設長、各室長、各所長によって構成され、税務事務所より法人及び全事業所の財務状況の月次について説明を受け、今後の展望について意見交換を行う。
法人事業者連絡会	月 1 回 理事長、施設長、各室長、各所長、在宅サービス担当主任による分析、意見交換、周知徹底を図る。
入退所調整会議 (入所施設のみ)	月 1 回 理事長、施設長、施設担当室長、相談員による入退所の調整、分析、意見交換、周知徹底を図る。
社会保険労務士 相談日	月 1 回 理事長、施設長、各室長による労務問題の解決を図るとともに、各職員の相談にのる。
法人居宅連絡会	隔月（奇数月）1 回 理事長、各事業所居宅管理者、主任介護支援専門員、介護支援専門員と各サービス事業所担当者によって構成される。 法人内サービス事業所との連携を図り、情報交換と自己啓発を図る。

事業実績について

第4期指定管理期間は新型コロナウイルス感染対応に追われつつ、職員の健康確保と業務継続を最優先事項とし、環境整備を行うことで地域及び利用者へのサービスを安全かつ遅滞なく提供して来ました。

職員が一丸となり健康管理・消毒等の衛生管理・ゾーニングなど拡大防止対策を徹底し、期間中は法人内全事業所・全部署が休業することなく事業を展開、事業の安定および地域の信頼確保に尽力しました。

コロナ禍における外出控えやフレイルを防ぐために、街の魅力を再発見し外出の機会を作るスタンブラリー、公園などで行える体操、屋内においては換気および適切な距離を保ちながら行う講座開催など、感染に配慮した工夫を行う事により事業を継続し、事業内での感染を防ぎました。

また ZOOM 等の I T ツールを用いた会議や研修開催・QR コードを用いた参加者募集、意見募集、研修動画配信などは、三密を避け、情報を周知徹底する手段として既に定着しました。

広報紙の回覧や配架・掲示だけでなく、SNS 等を活用したゆるやかな繋がり作り、防犯・防災の普及啓発、ホームページを活用した情報発信などで幅広い世代に情報周知を行います。

新しい生活様式における繋がり の模索、必要な人に必要な情報を届ける手段としては非常に有効であると考えます。

地域住民の皆様が情報にアクセスし、誰もが自主的・主体的に地域活動に参加し、我が事として地域課題を捉え、協働して課題解決に向かえるよう、地域に根差した事業を行って参ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

【予算の執行状況】

基本的には執行超過もなく、また期中における予定外の支出に対しては補正予算を作成して対応しております。

【法人税等の滞納の有無】

法人税については納税義務者ではありません。消費税については、毎年発生しておりますが、滞納はありません。

【財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等】

直近3年度の事業活動資金収支差額率は、平均10%前後を保っており、健全な経営状況といえます。コロナ渦においても法人全体で黒字を維持し続けており、令和4年度の当期活動増減差額率は3%と一時的に低下しましたが、令和5年度においては10%超になっています。またすべての拠点でプラスの収支差額となっており、バランスのよい状況と言えます。

一方財務状況についても、直近の令和5年度決算では、流動比率1,000%超、当座比率800%超と短期的な支払手段を十分に有しており、他方で固定長期適合率も60%未満であり、設備投資資金を自己資本と安定した負債で調達していることを示しております。

以上のことから、財務状況の健全性や安定した経営基盤が保たれていると考えます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

横浜市が定める地域ケアプラザの職員配置により、次の職員を配置しています。

所長 …常勤1名

地域活動・交流 …コーディネーター社会福祉主事任用 常勤専従1名、
サブコーディネーター非常勤5名

地域包括支援センター…保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員 常勤専従各1名
生活支援コーディネーター社会福祉士 常勤専従1名
介護予防支援プランナー(非常勤専従 介護支援専門員)1名

居宅介護支援(特定事業所加算Ⅲ)

通所介護(処遇改善加算、機能訓練加算、サービス提供体制加算、中重度ケア体制加算を算定)
…介護保険の人員配置基準により配置

地域ケアプラザを運営していく上で、福祉保健の地域の身近な窓口であり活動の拠点としての役割を持つケアプラザが、その有する機能を十分に発揮するためには、職員一人一人の専門性を発揮できることが重要です。

所長は、ケアプラザの運営・管理は勿論のこと、地域ケアシステムの構築に専門的な知識とマネジメント力をもって専門職と共に課題解決に関わる必要がありますので、主任介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の知識と経験を役立てられればと思います

また、所内では地域包括支援センター・地域活動交流部門・居宅介護支援部門・通所介護部門（法人内には特別養護老人ホーム、ショートステイ、訪問介護部門、系列協力病院）があり、それぞれが有機的に連携を図り、また専門性を最大限に発揮することで 地域にセーフティネツを張り巡らす効果があり 課題解決に貢献できる組織体系を持っています。

法人内では、ご利用者へ質の高いサービスを提供する為に 法人研修などで職員が学ぶ機会を設け、資格取得をバックアップするなど、福祉の専門職を継続育成することにより欠員を出すことなく継続することを目指しています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

法人研修

新入職員：年1回。法人理念・施設理念の理解、福祉従事者としての基本理念を学ぶ。宿泊研修でサービスマナーを実体験する等、全事業所新人の交流を図ります。

全職員：月1回。年度計画で 全事業所職員に向けての研修を行っています。

個人情報保護、権利擁護、事故防止対策、認知症の理解と認知症ケア、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、感染症対策など、毎年行う必要のある内容と、法改正や制度変更への対応などタイムリーな内容を盛り込んでいます。

外部講師による講義や施設系職員・在宅系職員・ケアプラザ職員でグループワークを行い幅広い課題について、問題解決サイクルの共有化やソーシャルワーク及び地域支援の質の向上に努めております。

介護保険制度改正の動向や最新の制度についても、法人全体で学習をしております。

中間管理職：年1～2回。キャリア段階に応じ、経営管理マネジメント・組織とコミュニケーション・人材育成・リスクマネジメント等を実戦形式で学びます。職員の不安や問題点など、少人数の対話の場を作り解決への推進を行っています。

管理職：年1～2回。法人における理念と事業方針を理解・共有していく。全事業所の職員へ周知徹底を速やかに行い、方向性を明確にしていきます。税理士の講習会において、経営的な分析を実数に基づき行うことで管理者を育成します。

事業所研修

4つの部署それぞれが市や区主催の研修、連絡会、分科会、外部研修会等に積極的に参加し、部署内または複数の部署をまたいで会議の場において報告し、資料回覧にて伝達を行います。

常勤、非常勤を問わず職員の1人1人が個別に目標を設定し、年間研修計画を立て 主体的に外部研修に参加、目標達成の振り返りを行い、専門性の向上に向けた 自己研鑽を図ります。

最新の制度知識の理解や援助技術・地域への支援方法を学び、ケアプラザの役割と機能が果たせるよう、参加した職員が伝達研修を行っております。

その中で現状の評価・振り返りと改善策の導き出しも必ず行うよう努めております。伝達研修は各部門と全体会議で行うことで、全職員が情報を共有できるよう工夫しております。

人材育成

新入職員と経験の長い職員が研修計画を一緒に考え、ロールプレイや事例検討、同行実習などを行うことにより専門性の向上を図ります。

目標達成と意欲向上に結び付けるべく、適切なキャリアラダー設定と業務のマニュアル化を進めていきます。

その他

法人として職員の学びの機会（外部研修参加）を確保し資格取得支援を行うことで職員のスキルアップ、モチベーションアップにより職場定着およびご利用者へのサービスの質の向上を目指しています。

地域の人材育成としての実習受け入れ

地域包括支援センターでは保健師職が看護学生の実習、主任介護支援専門員は地域の他事業所の新任ケアマネジャー支援、居宅介護支援では実務研修生の受け入れと看護大学での講師派遣、通所介護デイサービスでは教職免許取得の大学生の実習を毎年積極的に受け入れています。

人材育成には時間と労力を要しますが、法人内職員の人材育成だけでなく、地域貢献として法人内外を問わず広く資格取得者や学生の実習受け入れを積極的に行うことにより、地域に開かれたケアプラザとして地域を支える福祉人材の基盤育成に寄与しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

設備点検・管理

築25年の施設であるため、経年劣化による故障や水回りの修理の機会が増えていますが、区の事業企画に確認しながら、地域の皆様に快適にご利用頂けるよう、修繕を行っています。

- ・電気設備、消防用設備、エレベーターや自動ドア、空調設備等の保守点検

…三洋装備株式会社：月1回、青葉防災：年2回

- ・日本テクノ電気設備月次点検 …月1回（年1回 停電点検）

- ・ビルメンテナンス（屋外、屋内設備全般）…(株)neo エコセービアにて月1回点検

異常があれば随時メンテナンスを依頼

- ・セコムセキュリティによる防犯監視設備、遠隔管理…毎日

- ・その他、システム、機器類、備品類 …メーカーへ随時メンテナンス依頼

公的施設であることを念頭に トイレや床などの日常清掃（週3回）、窓ガラスやエアコンフィルタ等の定期清掃、休館日の床清掃ワックスがけ（年2回）などを近隣の(株)neo エコセービアに依頼していますが 職員1人1人も、気付いたら清掃することを心掛け、館内の美化を心掛けています。

ケアプラザの外観においても、地域の皆様に不快感を与えないように、大規模な植木剪定は年1回、地元の業者に依頼。草取りなどはケアプラザで育成したボランティアさんに年1回ご協力頂きケアプラザの植栽管理を行っています。

利用者、職員の皆がケアプラザ建物や備品を大切に利用しており「綺麗なので25年経っているようには見えない。」と嬉しい言葉を頂戴しております。

これからも明るく清潔、安心安全なケアプラザとして皆様に快適にご利用頂けるよう、保守管理に努めてまいります。

経年劣化および耐用年数超過による大規模修繕について、不具合だけでなく施設管理者点検および12条点検にて、青葉区事業企画および横浜市福祉局に相談し施工しております。

大規模修繕の実施状況

- ・2019年 1階機械室 給湯ボイラー交換工事
- ・2022年 高圧PAS ケーブル交換工事、外壁塗装・屋上防水塗装
- ・2024年 1階機械室 吸収式冷温水機 交換工事を実施済み

今後の修繕予定

屋上クーリングタワー・2階の事務所火災警報は耐用年数を超えており交換修繕待機、1階受水槽およびデイ浴槽リフトは連絡待ち、屋上防水塗装については横浜市建築局に報告済み、横浜市公共施設LED化工事については現在まで25%以上進んでおり、2025～2026年度のESCO事業の連絡待ちです。その他小破修繕については随時対応を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

事故防止の取り組み

法人として、危険予防管理規定を設け、事故防止マニュアルを整備し、事故発生を未然に防げるよう、常勤・非常勤職員に対し教育を行っています。

事故が起こってしまった場合はマニュアル(各車両、事務所とデイルームに配置)に沿って速やかで適切な対応および迅速な報告ができるよう、周知徹底を図っています。

地域包括支援センターや地域活動・交流部門、居宅介護支援においては、インターネット等情報漏洩の無いよう、セキュリティ性の高いシステムを大手業者に依頼し、外部からのウィルス侵入や情報流出を防げるシステムを構築しています。

封筒封入時とメール送信時はダブルチェック、ファックス送信時は2人でトリプルチェックを行い、個人情報書類は持出し禁止とし 鍵付き書庫で保管、パソコンはワイヤーロックと離席スリープ後のパスワード解除、2階事務所内は監視カメラを設置し、建物全体のセキュリティにて事故を防止します。

通所介護事業においては、送迎時の交通事故、転倒や誤薬だけでなく、書類の誤配布・誤送信も重大な個人情報漏えいであることを十分に認識し、ダブルチェックや指差し確認など細心の注意を払っています。

青葉区事業企画および横浜市への事故報告を速やかに行い、ヒヤリハットであっても状況確認および再発防止に向けた取り組みを全職員で検討します。

法人内研修においても、全職員に対し 毎年度 個人情報保護研修を実施しております。

他に損害保険会社、自動車保険会社それぞれのリスクマネージャーを講師に招いた社内研修を行い、職員 1 人 1 人の意識のレベルアップを図っています。

緊急時・急病時の対応など

急病人が出た場合は、デイサービス看護師および地域包括支援センター保健師に状況を報告し、救急搬送の判断を仰ぎ、ご家族や担当ケアマネジャー、かかりつけ医など関係者への連絡をすみやかに行います。状況により法人本部の医務室や協力病院の産業医に判断を仰ぐ事もあります。

記録を徹底し、説明できるよう状況確認を徹底します。

コロナ 5 類移行後も、来館時の発熱状況・体調確認および共有部分でのマスク着用は継続してお願いしております。

デイサービスでは来館時にバイタルチェック（血圧、検温）、午前の入浴時には看護師による全身チェック（外傷、皮膚の異常など）を行い、異変があれば利用中止とし、ご家族に連絡し受診をお願いしています。

事業参加者や貸館利用者の体調不良時に備え、高齢者の場合は事前に緊急連絡先を確認します。また、ちょっとした異変や体調不良にも気付けるように、日頃のコミュニケーションにより声掛けや様子確認などを行っています。

館内に AED を設置し、日本光電講師を招き模擬 AED を用いた定期的な職員訓練を行います。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について具体的に記載して下さい。

福祉避難場所としての取り組み

令和 6 年 12 月「新たな横浜市地震防災戦略（素案）」が発出され、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援として障がい児・者、妊産婦・乳幼児が避難しやすい環境の整備、地域防災拠点の強化・拡充や福祉避難所の抜本的な拡充が求められています。

当ケアプラザは、震度 5 強以上の地震などの災害が発生した場合、区の防災計画および区との協定により、区の災害対策本部（区長）から要請を受け福祉避難所を開設します。

ご自宅または一時的避難場所である地域防災拠点（さつきが丘小学校、つつじ小学校）広域避難場所（横浜商科大学）等での避難生活が困難な要援護者（施設機能としては在宅の高齢者、障がい児・者とその介護者が想定されています）の受入れのために区と連携し、二次的避難場所として機能します。

・青葉区災害対策本部および全福祉避難所と連絡が取れる“災害時優先携帯電話”を設置し、緊急時の連絡体制を確保しています。

・福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、職員に周知徹底、定期的な訓練を行います。

- ・福祉避難所情報共有システムの入力訓練に複数の職員が参加し、発災時の地域の災害状況の確認や、行政および他の福祉避難所との連携に備えます。
- ・停電時の電源確保としてソーラーバッテリーを設置。事務所とデイルーム2か所のコンセントに対応しています。
- ・デイ車両を活用し、シガーソケットから電源を取れるよう備品を備えています。
- ・災害状況により法人内4拠点での備蓄物資の共用なども想定し、法人内連絡用の携帯電話で定期的に通信訓練を行っています。
- ・居宅介護支援、通所介護、介護予防支援の介護保険部門は、発災後すみやかにBCP業務継続計画に則り事業を再開し、福祉避難所の運営も同時並行で進めます。

災害時に備えた事前準備

- ・食料（クラッカー、白飯、パン、水）紙おむつ、おしり拭き（大人、子供）、生活用品（消毒用アルコールやマスクなど感染対策用品、段ボール間仕切り、エアマット、毛布、簡易トイレ、生理用品）などを備蓄しています。
- ・日頃から福祉避難所開設に向けた訓練およびBCPに基づいた訓練を年2回計画的に行います。
- ・自主事業階催事や貸館利用団体活動時および会議開催時に避難経路を説明し、年2回の避難訓練にも参加頂いています。

要援護者の受け入れ体制

受入可能人数：36名（うち受入人数30名：感染対策）×3日分の備蓄

受入スペース：1階ボランティアルーム、地域ケアルーム、多目的室、調理室

職員体制：所長および常勤職員6名、ほか駆付け可能な職員全員

福祉避難所の運営

- ・2階部分は開設時には事務所および職員詰め所となるため、懐中電灯やラジオ、通信機器、ヘルメットなどの備品は、備蓄物資とは別に事務所奥の更衣室に保管しています。
- ・職員は緊急連絡網にて参集。震度5強以上の場合自身と家族の安全を確認後速やかに参集し、介護保険部門はBCP事業継続計画、委託部門は特別避難場所の開設・運営に当たります。
- ・災害時初動対応ガイドライン（行動フローチャート、連絡先一覧）を作成し、参集した職員の誰もが的確に福祉避難所開設に向けた行動を行えるよう周知しています。
- ・防火管理者（3名在籍）が災害用備品庫を確認し、入替えと管理を行います。
- ・通常の避難訓練（年2回）とは別に、福祉避難場所マニュアルを参考に、職員を中心とした訓練を年に2回実施します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載して下さい。

法人としての取り組み

- ・近くに恩田川としらとり川が流れ、過去に何度か氾濫したことがあります。日頃より福祉避難所情報共有システムや横浜市ホームページ、防災アプリ等を活用し、近隣のハザードマップ、降水量、土砂崩れや浸水危険区域の確認、避難情報発令、被害状況を確認し、避難行動の指針とします。

- ・青葉区の 緑法人会会員、および火災予防協会に理事として所属し、病院、診療所や地域の大企業、中小企業と連携し、自営消防団の推進に協力連携を行っています。
- ・青葉台地区社会福祉協議会が主催する、地域の要援護者の避難訓練として、自治会、民生員、地区社協のメンバーと地域住民が協力し、特別養護老人ホームひかり苑での避難訓練実施が予定されています。施設として協力し、さつきが丘地域ケアプラザも参加します。
- ・法人研修として年2回の感染症研修を実施しています。
令和5年度は厚労省補助事業で東京都社会福祉施設協議会の感染症対策研修講師派遣事業に申し込み、ケアプラザから保健師と看護師が参加し、所内研修にて全職員が共有しました。
- ・法人内感染症対策研修を ZOOM 録画にて医務主任が講義し、動画を各拠点に配信するなど ICT を活用し、全職員が視聴・共有出来るように工夫しています。
- ・災害発生時や感染症発生時には、法人の携帯電話に一斉メールが送られるよう定期的に訓練を行っています。

ケアプラザとしての取り組み

- ・重症化リスクの高い高齢者をお預かりしている施設の為、コロナ5類以降も職員および来館者の発熱・体調管理、共有スペースでのマスク着用のお願いは継続しています。
- ・デイルーム及びトイレ、手すりなどは消毒を継続し感染症を拡大しない体制を継続しています。
- ・感染症対策委員会を年に2回開催し、注意喚起や情報共有を行っています
- ・水質検査によるレジオネラ属菌、0-157 食中毒等が確認された場合は即時殺菌・洗浄・消毒などを行うとともに、青葉区事業企画および生活衛生課に速やかに連絡し、指示のもと蔓延防止に努めます。
- ・通所介護の利用者のみならず、貸館利用者、自主事業登録者にも協力頂き、火災のみならず地震をも想定した避難訓練を実施し、会議や事業の開始時に避難経路の説明を行っています。
- ・防災訓練については地域の消防署・消防団の指導のもと「青葉かがやく生き生きプラン」の活動の一環として介護施設避難訓練に協力。地域の自治会や民児協、家庭防災員、交通安全協会、社会福祉協議会、商店会が支援者となり、地域の介護施設の協力を得て実施しております。
- ・法人内の特別養護老人ホームにおいても災害発生時避難訓練を実施予定であり、ケアプラザ職員も積極的に参加することにより、地域の火災・防災についての意識向上を図っています。
- ・災害発生時は、地域包括支援センター、居宅介護支援、通所介護で把握している要援護者の安否確認を行います。利用者台帳の管理方法については、緊急連絡先一覧（避難拠点、かかりつけ医療機関、主治医名、既往歴および内服薬など記入）をすぐに確認出来るよう備えています。

感染症対策について

- ・年2回ケアプラザ感染症対策委員会を開催、年2回法人研修にて食中毒および感染症対策を実施しています。
- ・福祉避難所の感染症対策物資として、段ボール間仕切り、マスク、消毒用アルコール、ペーパータオル、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、紙おむつ、キャップ、靴カバーなどを備蓄しています。

- ・福祉避難所開設ゲーム HUG（ハグ）静岡版、横浜市栄区版を青葉区事業企画と高齢・障がい支援課で購入されておりますので、HUGをお借りして避難者の来訪を想定したカードゲームを用いた避難スペースのロールプレイを行う事により、発熱者や無症状者も含めた様々な来館者の受け入れの不可判断やゾーニング、動線、対応など具体的に訓練し避難所開設時の配置に備えます。
 - ・通所介護、居宅介護支援、介護予防支援の介護保険部門においては感染症 BCP 事業継続計画を策定、マニュアルを作成し、定期的に見直すとともに BCP に準じた訓練を行い発災に備えます。
- 昨年大きな被害をもたらした能登地方の地震・水害の記憶を目の当たりにして、私たち 1 人 1 人はとても非力である事を痛感し、福祉避難所開設の困難さを実感しました。
- 青葉区は幸いにも津波の想定は不要な地域ですが、液状化や倒壊、路面陥没や隆起、火災延焼、避難者の感染拡大は十分に想定されます。
- 近隣の被害状況を災害マップなどで把握し、建物内であっても安全な部屋に避難すること、交通機関のマヒの想定、食料や水など備蓄、衛生管理、避難訓練の大切さをしっかりと肝に銘じ、発災時のみならず普段から啓蒙のための情報発信も含めてケアプラザとしての役割を果たしていきたいと考えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

ケアプラザは、公的機関として常に利用者・家族の立場に立ち、厚生中立な支援を行う義務があります。

地域住民などから相談を受けた際に、地域の各種サービス情報、行政サービスの内容、インフォーマルサービスなど様々な情報を提供できるよう常に情報収集に努めます。

利用者及びその家族に「ハートページ」「あおば高齢者福祉サービスガイド」「暮らしのガイド」「あおばでくらす」「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」などを活用し、複数のサービス事業所や地域のサロンや居場所等の情報提供を行い、相談者が、ニーズに合った情報を主体的に選択できるように支援します。

利用者に不利益が生じないよう配慮し、自己決定を尊重した支援を継続していきます。

ケアプラザの貸館利用方法や予約方法については、横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに沿って丁寧に説明し、すべての団体が公平に施設を利用できるよう取り組みます。

情報発信については、さつきが丘地域ケアプラザエリア全域のあらゆる世代に情報が届くよう、連合自治会と協力してチラシの回覧や掲示を行います。

小中学生対象のケアプラ

ザ主催事業等に関しては、地域の小学校や中学校と協力してチラシを配布するほか、ケアプラザ広報紙「ひろば」への情報掲載、ケアプラザおよび法人のホームページやブログでの情報発信を行います。今後、さつきが丘地域ケアプラザの「公式 Line」開設を検討します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載して下さい。

- ・利用者のニーズ・要望については、毎年、部署ごとに利用者アンケートを実施し、集計やアンケート内容についての振り返りを所内運営会議で報告・共有するとともに改善策を講じるなど速やかな対応ができるようにしております。
- ・「ご意見ダイヤル」の案内掲示、ご意見箱の設置（投稿者のプライバシーに配慮し、1階に設置）により、常に情報収集に努めております。
- ・苦情受付体制については、「苦情申出窓口」の文書を、ケアプラザを利用者が見やすい玄関および1階掲示板に掲示し、責任者名・担当者名・第三者委員名を明示しています。
- ・法人主催の苦情対応研修を年に1回開催し、全職員に周知徹底をしています。
- ・苦情対応マニュアルを作成し、利用者、職員など、誰もがいつでも閲覧できるようにしています。
- ・苦情を受理した場合は、ご意見の丁寧なアセスメント、詳細な状況確認および原因の把握、改善策を検討します。解決後も事後のモニタリングを継続し、再発防止に努めます。
「誠心誠意、あたたかく丁寧かつ迅速な対応」を職員全員が心がけています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について具体的に記載して下さい。

個人情報保護の取り組み

- ・個人情報保護の順守を法人の理念に掲げています。
- ・館内の見やすい位置に個人情報保護方針を掲示、ホームページにも明記しています。
- ・公的機関として、ケアプラザを利用されている方に対して、個人情報の取り扱いやプライバシーの保護に関する法令を遵守した業務を行っております。
- ・個人情報保護法令に関する研修会を入職時および毎年法人内研修に位置づけ、職員は必ず参加し、部署ごとに伝達研修も行い周知徹底を図ります。
- ・入職時および年1回、「地域ケアプラザ個人情報漏えい防止チェックシート」及び横浜市の「個人情報取扱特記事項」による全員研修を行い個人情報の保護や正しい情報公開などについて研修を行い、職員全員から「個人情報保護に関する誓約書」を取り付け、青葉区福祉保健課事業企画に提出しています。

情報公開の取り組み

- ・法人およびケアプラザの運営状況の情報公開については、横浜市や青葉区、神奈川福祉情報コミュニティの公的機関ホームページや法人のホームページを活用するなど、出来る限り公開しています。
- ・通所介護および居宅介護支援の介護保険部門においては「介護サービス情報かながわ」情報公表制度に基づき、隔年の来館調査および情報提出による情報公表を行っています。
厚生労働省「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」にも適切に対応します。
- ・第3者評価機関による調査を受け、調査結果の公開、閲覧可能な資料配架を行っています。
- ・法人の決算報告書は、法人ホームページで公開しております。
- ・ケアプラザに於いても事業計画書、事業報告書などを、誰でも見られるようファイルにして受付カウンター横に置くなど工夫をしております。

情報公開請求時の対応

- ・ 情報公開の請求を受理した場合は「指定管理者の情報の公開に関する標準規定」に基づき「横浜市さつきが丘地域ケアプラザ情報公開規定（平成 22 年 8 月制定・令和 6 年 4 月改定）」「横浜市指定管理者の保有する保有個人情報のデータの開示等の請求に関する標準規定」「横浜市さつきが丘地域ケアプラザ保有個人データの開示等の請求に関する規定（平成 29 年 3 月制定・令和 6 年 4 月改定）を作成しています。
- ・ 利用者から情報開示の申出があった場合は原則開示とし、請求者の開示目的および内容を確認、電磁的記録も含む公開範囲や公開方法を検討、他の法令等と調整を行ったうえで法人及び横浜市、青葉区事業企画の助言を得て、慎重かつ速やかに開示します。
- ・ 情報開示請求者の同意なく、請求者に関する個人情報を横浜市の機関または行政機関に提出しません。
- ・ 公的機関の一員として、地域ケアプラザの設置目的を十分理解し、責任の重さを自覚した取り組みを行います。

人権尊重への取り組み

- ・ 法人研修「人権擁護・高齢者虐待防止」を年 1 回実施、ケアプラザとして虐待防止委員会を年 1 回開催し、全職員への周知徹底を図ります。
- ・ 横浜市の人権尊重の施策をふまえ地域の公的な相談窓口としての自覚を持ち、「人権」及び「人権を守る」ことについての理解促進に努めています。
- ・ 団塊の世代全員が 75 歳以上（後期高齢者）となる 2025 年を迎え、一人暮らし高齢者、高齢夫婦のみ世帯、要介護認定者、認知症の方などの増加が見込まれているため、成年後見制度や弁護士などへの相談に関する情報提供を積極的に行うほか、人権尊重の理念を地域に根付かせるための教育や啓発、ネットワークづくりなどを推進していきます。
- ・ 高齢者虐待やセルフネグレクトなどが疑われる事案に対しては、本人及び家族の状況を把握し、区職員や関係機関と情報共有を行い、最善かつ慎重な介入方法を検討し、適切に支援することで高齢者の権利擁護、人権の回復に努めます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5、3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市地球温暖化対策実行計画

「2050 年の横浜の将来像」ZeroCarbonYokohama～2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～を目指し、令和 4（2022）年～令和 12（2030）年「横浜市地球温暖化対策実行計画」における基本方針ならびに重点取組をもとに、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づいた下記の取り組みを実施します。

- ・ 横浜市エネルギーカルテシステム年 4 回の記入により GND エネルギー量を把握し、振り返りおよび具体的な省エネ行動を徹底することにより、温室効果ガスの排出を減らします。
- ・ クールシェア、ウォームシェア施設として玄関ホールを地域住民に開放します。
- ・ 照明の LED 化は順次進めておりますが、横浜市 ESCO 事業に手上げし 100%LED 化を目指します。
- ・ 屋上の太陽光発電設備にて発電されている電気を活用しています。

- ・当施設はボイラー給湯、吸収式冷温水発生機による空調設備である為、窓ガラスへの遮熱フィルム、節水シャワーヘッド、夜間温水を活用した床暖房等を活用し、ガス使用量の軽減に努めます。
- ・施設全館の電気使用量を見える化し、設定量を超えた場合はアラームが鳴る為、職員全員で節電対策に取り組んでいます。
- ・車両 10 台はガソリン車ですが、買い替え時にハイブリッド車や電気自動車導入を検討します。
- ・職員一同が一丸となって脱炭素スタイルに向けた取り組みを実践します。

ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画

当ケアプラザは横浜市の「市役所ごみゼロルート回収」に参加し、資源循環局の設定した 17 種類の分別排出に関わるルールを遵守しております。

SDGs 達成や脱炭素社会の実現に向けて 2023 年度にスタートした「ヨコハマプラ 5.3 (ごみ) 計画」(横浜市一般廃棄物処理基本計画)に取り組む、地球温暖化につながるゴミ処理時の温室効果ガス抑制に向けて、ごみの 9 割を占めるプラスチックごみの分別・削減・リデュースおよびリサイクルを推進し、資源循環社会を目指します。

具体的には資源回収と再資源化、ごみの発生抑制、社会貢献活動として、以下の活動を継続することにより、ごみの削減を実現しています。

- ・資源循環局の設定したルールを遵守し、分別の仕方について職員へ周知徹底を行い、分別用ごみ箱を設置しています。
- ・分別の徹底によりリサイクル推進とゴミの減量につなげています。
- ・職員はマイバック、マイボトル、マイカップを持参し、ごみの持ち帰りを行っています。
- ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加しています。
- ・紙類はシュレッダーにかけルート回収に出すとともに、個人情報関連書類は紙処理業者に持ち込み溶解し、溶解証明アジェンダを取り付け保管しています
- ・貸館利用者に向けて登録団体交流会でゴミの分別方法を説明し、ゴミの持ち帰り、ごみ削減の普及啓発を続けていきます。

市内中小企業振興条例

地域貢献、地域の中小企業支援、地域商店会との連携強化、関係作りの視点から下記の取り組みを行っています。

- ・建物管理、電気設備メンテナンス、定期清掃、ホームページ作成などは地元の中小企業を中心に依頼しています。
- ・名刺等の印刷物を横浜市立若葉台特別支援学校に発注しています。
- ・地域貢献としてデイサービス食材購入や秋まつり等のイベントに利用する食材購入を地元の商店に発注しています。
- ・地域のスーパー、個人商店、障がい者作業所でのカフェ開催、イベント時の食材発注、出店依頼(障がい者就労支援事業所 B)等で連携しています。

横浜市男女共同参画

- ・横浜市男女共同参画行動計画に基づき、性別に関わらずあらゆる人の尊厳が守られ、自分らしく活躍できる職場を目指します。働き方改革をふまえ、多様な選択を実現できるようワークライフバランスが整いやすい勤務体制を意識しています。
- ・産休、育休の取得と産後の時間短縮勤務も可能な体制のみならず男性の育児休暇取得も推奨しています。
- ・就業規則にて男女の差が無く職務や給与を規程し、全職員に開示しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

80 を超える登録団体が公平に貸館を利用できるよう、横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに沿って施設貸し出しを行います。

利用者が空き状況を把握しやすいよう、予約状況一覧をケアプラザ入口に掲示しています。

平日日中の多目的ホール稼働率は8割を超えており、調理室の稼働も高くなっています。

夜間開閉館となっている当ケアプラザは、子ども食堂のほか日中就労している利用者の夜間利用が定期的にあり、月間6～8回程度の稼働が続いています。

毎月1日に窓口で貸館予約を行っていますが、今後、横浜市が開発した予約システムの導入を予定しています。これに伴い、今年度より登録団体交流会で事前告知と説明を行い、すべての利用者が予約システムに適應できるようにサポートします。同時に予約システム導入に向けて、職員研修や掲示方法を検討します。

- ・年10回、広報紙「ひろば」、年1回「学校ひろば」を発行し、地域交流や地域包括支援センターからの情報提供や自主事業の紹介などを行っています。
- ・広報紙以外にも随時チラシ等を作成し、当ケアプラザの地域包括支援センターエリアだけでなく、青葉台連合自治会（24自治会）、谷本連合自治会の一部（梅が丘自治会）25自治会へ1,400枚を回覧板用に配布しております。
- ・自治会に加入していない住民にも情報が届くよう、自治会掲示板の活用を依頼しています。
- ・ホームページのブログ、SNS（ソーシャルネットワークシステム）などを通じて多世代への情報発信を行います。
- ・地域の会合や集いの場に積極的に参加し地域住民とのつながりを深め、情報提供を行っています。
- ・広報よこはま青葉区版、タウンニュース、FMサルース、iTSCOM(イッツコム)ケーブルテレビなどメディアを通じた情報発信を積極的に行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

ケアプラザが開所して26年を迎え、地域の相談窓口としての機能は地域の方々に根差しており、民生委員児童委員の方々からのご紹介や 直接、地域の方からの相談を受けることが多くなっています。

高齢者のみならず、子ども・障害者などからの多様な相談を受け止め、関係機関と連携をとりながら適切な対応をすることで、誰もが自分らしく他者を尊重しながらともに生きることができる社会の実現を目指します。

また、広報紙・部屋利用団体活動紹介・青葉区サークルガイド・講師登録や包括支援センター紹介などのリーフレットは、どなたでも閲覧できるようにしています。

当ケアプラザ広報紙や自主事業のチラシなどは、各自治会へ回覧・配布、掲示板への掲示をお願いしている他、区役所や地域の商店・医療機関などでも閲覧できるようになっており、今後も継続していきます。

高齢者

団塊の世代全員が75歳以上（後期高齢者）となる2025年を迎え、一人暮らし高齢者、高齢夫婦のみ世帯、要介護認定者、認知症の方などの増加が見込まれており、今後、高齢者の生活課題に対する相談件数が増えることが推測されています。

来館者への相談対応に関しては、相談者の意向を尊重し、相談者が自己決定しやすいよう適切な支援を行います。相談内容を把握した上で、必要に応じフォーマルサービス・インフォーマルサービスを情報提供、対応策についての助言を行います。

また、ケアプラザへの来館が困難な方等に対しては、訪問や老人会・自治会などの集まりに出張し情報提供を行うほか、メール（ICT）やSNS（MCS、ZOOM）の活用により連絡を取るようになっています。

区役所、医療機関、関係機関と連携をとり、近隣の薬局、ドラッグストア等に地域包括支援センターのパンフレットを置いて頂き、気になる方がいらした際にお渡しいただくと共に、ケアプラザが相談機関であることを本人や家族に紹介して頂いています。

高齢者虐待予防、権利擁護、認知症の理解促進等の周知や啓発活動を継続します。

子ども

地域の小学校2校に子供向けの事業に特化したケアプラザ広報誌を「学校ひろば」を随時作成し配布しています。

長期休みや週末を利用した子ども向けの自主事業（みんなの自習室、おもしろ化学実験等）や子ども食堂、各種イベントの案内と子育てに関する相談窓口の案内を掲載し、すべての世代にケアプラザを身近に感じてもらえるよう、広報活動を継続しています。

赤ちゃん教室（青葉区子ども家庭支援課）、子育てワイワイひろば（青葉台南部民生委員児童委員協議会、梅が丘自治会、歯科衛生士が協力）、親子向けの自主事業の中で育児の悩みを持つ親子からの相談を受けた際は、所内で情報共有し、必要な情報提供を行います。

区役所、幼稚園、保育園、小学校、ラフル、さつきが丘コミュニティハウス、放課後デイサービス、ひまわり学校（フリースクール）、地域療育センターあおば等と連携しています。

障害者

令和3年から青葉区障がい者後見的支援室ほっぷと協働し、障がい児・者の居場所づくりをすすめてきました。“後見的支援室ほっぷ”の周知、障がい児・者の見守りボランティアの育成、余暇支

援の場の提供を目的に安心キーパー”養成講座を定期的で開催しています。養成講座終了後は、障がい児・者の余暇支援（カレー作り、ケーキ作り、昼食会、ボッチャカフェ）を年4回実施し、ボランティアの活躍の場を創出しています。

精神疾患に関わる相談を受けた際は、青葉区生活支援センターほっとサロン青葉（当ケアプラザで月1回出張サロン開催）を紹介し、連携して相談支援を行っています。

また、青葉区高齢・障害支援課と連携し、必要に応じて利用対象者に、中途障害者支援センター青葉の風の紹介をしています。

視覚障がい者の方でも、ホームページの音声読み上げ機能を使って情報収集が出来るよう、ウェブアクセシビリティを心掛けた画面になっています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

複数の職種が配置されているという地域ケアプラザの強みを生かして、日常的にそれぞれの職種の視点や専門性を発揮した情報収集と情報共有を行っています。

総合相談以外にも、ケアプラザ事業参加者、ケアプラザを利用している活動団体の方々等から得た情報、気になっている事などを受け止め、日報への記録、定例の職種間会議等で共有と分析を行い、場合により他の専門機関等に繋げる等、必要に応じた適切な支援につながるよう協力・連携しています。

青葉区生活支援センター「ほっとサロン青葉」との連携

月に1回ケアプラザの貸館を利用し、さつきが丘地域ケアプラザエリアで精神疾患を抱えている方や家族のための出張相談の場を定期的に設けており、具体的な対応が必要な個別の相談ケースに対して包括支援センターと連携して支援を行っています。

地域子育て支援拠点ラフールとの連携

- ・「ラフールひろば」「子育て相談先」等さまざまな役割をもつ地域子育て支援拠点ラフールと相互の広報紙を施設内に配架し、情報共有や周知などの活動をしています。
- ・令和3年よりラフール、青葉台地域ケアプラザと共催し年間3回「Welcome あおばまちトーク」を開催し、事業内で作成された子育てマップをラフールに掲示しています。
- ・子育てネットワーク連絡会では、青葉区こども家庭支援課とともに事務局として協働し、地域の支援者同志の連携と青葉区の子育てにおける課題の解決に向けた話し合いを行っています。（年1回開催）
- ・ラフールのひろば利用者へゲストスピーカーとして参加し、ケアプラザの紹介をしています。

コミュニティハウスとの連携

- ・ さつきが丘コミュニティハウスとケアプラザとは、公共施設として地域住民への集いの場や貸館の役割を担っています。地域福祉推進の観点から、さつきが丘コミュニティハウスと共催事業の開催や、講座やグループ活動の情報を共有しています。
- ・ 世代間交流の機会として、さつきが丘コミュニティハウスと共催で「ボッチャ体験会」を令和3年から開催しています。コミュニティハウスに集う小学生とその保護者、日頃よりケアプラザでボッチャを行っているシニアグループ等シニア世代の参加があり、世代を超えたコミュニケーションの場を創出できました。今後も継続していきます。
- ・ 隔月でケアプラザが発行する「子育て関連事業カレンダー」にコミュニティハウスの情報を掲載する等の連携を行います。
- ・ 青葉台連合自治会エリア内の青葉台コミュニティハウス・本の家で開催されている、青葉台地区社会福祉協議会主催の高齢者の集いの場「ふれあい広場」に運営協力しています。

青葉区区民活動支援センターとの連携

- ・ 顔の見える関係が築かれており、相互の広報紙を施設内に配架し情報共有や広報活動に活用しています。同センター発行の「まち活パートナーズガイド」を活用し、ニーズに合った登録講師紹介を受けています。
- ・ シニア向けのスマホ講座では、複数のケアプラザ登録団体が講師派遣を依頼し、講座を実施することができました。同センターからボランティア依頼があった際は、ケアプラザ登録団体の紹介を行っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

認知症支援ネットワーク

- 認知症の早期発見・予防では、区と地域包括支援センター、医療機関による認知症初期集中支援チームがあります。地域包括支援センターが個別ケースについて区と情報共有し、医療機関と協力し、もの忘れ相談や検診等を活用して受診につなげる支援を行っています。
- 認知症の人や家族への支援の取組みとして、学校・老人会・金融機関・商店会等に対し、認知症サポーター養成講座等を平成25年より地域住民のキャラバンメイトと協力して行っています。
- ・ 青葉区認知症高齢者安心ネットワークについて、要望に応じて家族に情報提供を行い、登録を支援しています。地域の居宅介護支援ケアマネジャーや民生委員等の関係機関と協力して見守り体制づくりを推進しています。
 - ・ さつきが丘チームオレンジ
令和4年度から横浜市モデル事業「チームオレンジ事業」を開始し、継続しています。
認知症の人や家族が役割を持ち、活躍できる機会を増やしていくためのネットワークづくりを地域住民とともに構築しています。認知症カフェの開催・認知症サポーター養成講座・さつきハート（スローショッピングと交流）、勉強会、専門家を招いての講演会などを実施しています。
広報紙を発行し、活動の普及啓発を行っています。

子育て支援ネットワーク

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画に基き、乳幼児期から学齢期までの切れ目ない保育・教育支援の充実を目指し、こども家庭支援課、小中学校、地域子育て支援拠点ラフール、コミュニティハウス、民生委員児童委員、食生活等改善推進員（ヘルスメイト）、地域の幼稚園・保育園、放課後デイサービス、ボランティア団体（あおば子ども食堂、子育てワイワイ広場実行委員会など）等と連携して支援と行っています。令和7年度からは、第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画を念頭に置き、支援を続けていきます。

こども家庭支援課、地域子育て支援拠点ラフールと共に事務局を担当している「子育てネットワーク連絡会」は、子育て支援者間の連携強化と子育てにおける課題解決を目指して、毎年1回開催しています。連絡会を重ねる中で支援者間のネットワークが構築され、令和6年度には、親子の地域コミュニティの促進と食に関する悩みを相談・共有できる場の提供を目的にした事業「パパクッキング」に繋がりました。

障がい児・者支援ネットワーク

ケアプラザに寄せられる相談のうち必要に応じ、青葉区生活支援センター「ほっとサロン青葉」やあおば地域活動ホーム「すてっぷ」、障がい者後見的支援室「ほっぷ」と情報共有・連携支援を行っています。

- ・障がい者後見的支援室「ほっぷ」と共催し、障がいや病気に対する理解のあるボランティアの育成を目指し、「安心キーパー」養成講座を定期的に行い、講座終了後は、障がい者余暇支援等で活躍の場が広がっています。

健康づくり介護予防ネットワーク

「よこはまポジティブエイジング」介護予防・元気づくりの継続を目的に医療機関、保健活動推進員、健康に関心のある地域住民が中心となり、健康づくりの担い手としての介護予防に関する人材を育成し連携しています。

日頃から顔の見える関係づくりを意識的に行っています。秋まつりでの健康測定、「元気づくりステーション（エリア内3か所）」の支援、集いの場での「ハマトレ体操」、「本気のラジオ体操」など、健康づくりリーダーとして活躍しています。

「活動の場づくり」「未来に向けての健康づくり」に関するネットワーク強化を図っています。

青葉台地区支えあいネットワーク

青葉台地区地域福祉保健計画に基づき、地域の高齢者、障がい者、子どもなどの活動団体が参加し、年4回顔の見える関係づくりと地域課題解決に向けた取組みについて情報共有しています。

青葉台連合自治会、青葉台地区社会福祉協議会、青葉台地区民生委員児童委員協議会、青葉台南部地区民生委員児童委員協議会、青葉台地区保健活動推進委員会、粋生きクラブ、青葉台商店会、青葉台南商店会、さつきが丘小学校ボランティアの会、しらとり台公園プレイパーク、NPO法人青空保育ぺんぺんぐさ、夢ぼけっと、青葉地区子育て支援拠点ラフール、あおば地域活動ホームすてっぷ、青葉区キャラバンメイト連絡会、青葉区事業企画、高齢・障害支援担当、こども家庭支援課、近隣ケアプラザ等で構成されています。

地域災害支援のネットワーク

- ・法人として、青葉区の 緑法人会会員および火災予防協会に理事が所属し、病院、診療所や地域の大企業、中小企業と連携し、自営消防団の推進に協力連携を行っています。
- ・青葉台地区社会福祉協議会福祉部が主催する、地域の要援護者の避難訓練として、自治会・民生員・地区社協メンバーと地域住民が協力し、特別養護老人ホームひかり苑が施設として協力し、避難訓練を実施します。さつきが丘地域ケアプラザも毎回参加しています。
- ・さつきが丘小学校地域防災拠点（1次避難所）運営委員会の会議に顧問として毎回出席することにより、2次避難所として福祉避難所機能の理解を深め、発災時のスムーズな連携に備えます。
- ・青葉区災害対策本部および青葉区内の福祉避難所に配布されている災害用携帯電話、法人内連絡用携帯電話、横浜市福祉避難所情報共有システムを活用し緊急時の情報交換・連携を行います。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・青葉台地区地域福祉保健計画推進会議
「みんなが活躍し、ふれあいが深まるかがやまち」を目指し、地域福祉保健計画の策定に向けた検討会に事務局として年2回協力しています。青葉台連合自治会・町内会、青葉台地区社会福祉協議会、青葉台地区民生委員児童委員協議会、青葉台南部地区民生委員児童委員協議会、青葉台地区保健活動推進員、青葉台地区の消防団、青葉地区子育て支援拠点ラフル、あおば地域活動ホームすてっぷ、青葉区役所等で構成されています。
- ・認知症支援事業…チームオレンジ事業・認知症サポーター養成講座・認知症キャラバンメイト連絡会・認知症施策ワーキング・認知症カフェの開催など区計画に基づき、協働しています。
- ・介護予防普及啓発事業…横浜健康21に基づき、「よこはまポジティブエイジング」「いつまでも生き生きと暮らすために」「高齢者の自立支援」を目的に、青葉区高齢・障害支援課と地域診断・地域アセスメントをしながら、フレイル予防対策、社会参加促進、口腔フレイルや低栄養・ハマトレ・転倒予防・うつや認知症予防・糖尿病の悪化防止などに取り組んでいます。
保健活動推進委員、青葉区医師会、青葉区歯科医師会、地域介護予防リーダー、栄養士、理学療法士などと相談しながら、住み慣れた地域で介護状態にならずに生き生きと暮らせるよう、未病対策・社会参加・つながりづくりの大切さなどについて多角的に普及啓発を継続していきます。
- ・高齢者の権利擁護について
区と地域包括支援センターが協力して早期発見に努めるとともに、対象家族への支援体制をつくり、解決に向けてきめ細かく対応しています。
区役所（高齢・障害支援課、生活支援課など）との定例会議（月1回）、ネットワークミーティング（支援検討会議、必要時）を通じて、個別ケースや虐待案件について情報共有と支援策の検討を行っています。
不適切な介護（虐待案件や疑いのあるケース）、セルフネグレクト状態にある高齢者への対応については、住民やケアマネジャーからの相談や通報に基づき、区役所担当者や関係機関と速やかに情報共有し、緊急性の判断を行い対応・支援につなげています。
- ・横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）事業者支援

区内には6つのサービスB事業者があり、当ケアプラザでは配食サービス事業者として「ポポロの配食サービス」が補助を受けています。

申請前のヒアリングの段階から青葉区福祉保健課と青葉区社会福祉協議会1層コーディネーターと協力してサービスB指定申請を後方支援しています。

- ・生活困窮者への対応について

区と包括のカンファレンスにおいて青葉区高齢・障害支援課の地区担当（保健師・社会福祉職）、生活支援課のケースワーカーとともに個別ケースの対応について検討しています。地域ケア会議、青葉区生活支援課主催のセーフティネット会議を通じた連携をしています。

- ・「みんなの学習室」（青葉区多世代交流事業）

こども家庭支援課が主催する「みんなの学習室」（青葉区多世代交流事業）には、開始当初から積極的に協力し、地域の小学生とサポーター（中高生・大学生）の交流の場を提供しています。世代を超えた交流を通じて、ボランティア活動について学んでいます。将来的には、子供たちがサポーターとして地域活動に参加することを目指しています。

- ・「あおば子ども食堂」等での見守り支援

青葉区こども家庭支援課と情報共有し、子ども食堂に訪れる親子の見守り支援を行っています。子育てネットワーク連絡会で課題として挙げられている「安心して過ごせる親子の居場所づくり」の場として、引き続き支援をしていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第5期横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）を踏まえた「第4期青葉区地域福祉保健計画（青葉かがやく生き生きプラン）」を推進し、第5期計画の策定に向けて取組んでいます。

それぞれの強みをいかしながら、区計画の「住民・事業者・公的機関（行政・青葉区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）の協働による福祉保健のまちづくり」を推進しています。

- ・青葉区地域福祉保健計画策定プロジェクト

6職種で事前に協議した上で青葉区主催のプロジェクトに参加し、前年度の振り返りおよび次年度に向けた取り組みの情報共有を行い、区計画策定に協力しています。

- ・青葉台地区別推進会議・サポートチーム会議

青葉台地区別計画の策定・推進のために、事務局として区・区社協及び青葉台・さつきが丘の2つの地域ケアプラザが参画し、概ね年2回のチーム会議において地区アセスメントから得た情報を共有し、推進会議の内容等についても検討をしています。

5年後に目指すまちの姿について情報共有・地域課題の抽出・解決に向けた具体的な取り組みの検討・進捗状況・結果報告・振り返りを行いながら、次年度への改善を行います。

地福アンケートや地域アセスメントシートから得られた地域特性や課題を基に、区と協働して第5期の区計画・地区別計画を策定します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者向け事業

- ・高齢者の仲間づくりと外出の機会の創出、姿勢よく歩き転倒を予防するという目的で自主企画事業として開始した「美ボディ」は、運営方法や連絡網の整備等参加者との話し合いを重ね、開始2年目より自主活動団体として活動を開始しました。その後も、参加者の募集等の後方支援等を行い、現在も活動を継続しています。
- ・生活支援体制整備事業と協働し、高齢者の居場所・相互見守りの仕組みづくりを目的に、ボランティアグループ「手づくりひろば」を立ち上げました。
チームオレンジのロバマスコットやケアプラザ事業の参加賞作り等に協力する団体として、参加者の役割分担、運営方法の話し合いが進め、令和4年度より自主化しました。青葉区社会福祉協議会のふれあい助成金を受け、活動を継続しています。
- ・高齢者の交流、福祉保健活動の場の提供を目的に、粋生きクラブと共催で「午後茶」（茶話会とボランティアグループとの交流）を隔月で開催しています。毎回、約20名の方々が参加し、コーヒーを飲みながら、コンサートや落語、読み聞かせなどを楽しんでいます。ボランティアグループの発表の場の支援になっています。
- ・「さつき川柳の会」は、コロナをきっかけにICT（メールやHPを利用して川柳を投句）を活用した自主事業として立ち上げました。毎月テーマを設定した川柳を募集し、ケアプラザ内に掲示しています。遠方にいても入院中でも参加できるとの声があり、気軽に参加できる事業として活動が続いています。参加者間で役割分担や広報活動の方法について自主化にむけた支援を行っています。
- ・劇団さつきと共催した「楽しい朗読講座」は、外出の機会の提供とケアプラザの秋まつりでの朗読劇を行うことを目的として開催しました。秋まつりでの発表後も、参加者の講座継続希望があり、自主活動化を支援しています。

子育て支援

- ・「ベビーマッサージサロン」は、子育てに関する情報や悩みを共有し、親子の仲間づくりを目的に開催しました。「子育てワイワイ広場」や「赤ちゃん教室」などで事業を周知し、講師と運営方法について話し合いを続け、活動の自主化に繋がりました。
- ・「手作りアロマ」講座は、健康意識の向上と親子の居場所を提供することを目的に実施しました。保育ボランティアの協力による保育付き講座は、子育て世代から喜ばれ、若い世代のグループ作りの支援に繋がりました。親子での活動が続いています。

障害者支援

- ・地域住民からの手話講座の要望を受け、手話ボランティアの育成を目的とした自主事業「初めての手話」は、講師と話し合いが進み、令和7年1月に自主化しました。講座運営を続けられるよう、参加者募集や広報活動を後方支援します。

- ・青葉区障がい者後見的支援室ほっぷと共催・実施している障がい者余暇支援事業「ほっぷの集い in さつきが丘」は、安心キーパーの協力を得ながら、年3回行っています。自主化に向けた働きかけを継続していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載して下さい。

- ・横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに基づき、登録団体には公平に貸館利用申し込みを受け付けています。平日日中の多目的ホールの利用希望が多いため、抽選となる場合があります。その際は、団体の活動内容や利用人数を再確認し、他の部屋の利用・別日程の案内により、活動が途切れることなく行えるようサポートします。
- ・年1回登録団体説明会を実施しています。ケアプラザの機能についての理解を深め、福祉保健活動団体が公平に利用できる仕組みをわかりやすく説明しています。また、団体同士が交流できる機会を提供し、活動の活性化を図ります。
- ・多目的ホールは、講演会やリモート会議、映像を使った体操など、Wi-Fi、プロジェクター、スクリーンが必要な様々な活動に対応できるよう、環境を整えております。
- ・福祉保健活動団体のみならず、目的外利用団体への貸館利用に関する案内・周知を行っています。自治会館を持たない地域自治会の総会やマンション管理組合などの利用につながっています。
- ・ケアプラザを気軽にご利用いただけるよう「秋まつり」「あおば子ども食堂」「みんなの学習室」等を実施すると同時に、広報紙「ひろば」「学校ひろば」「ホームページのブログ」等で積極的に情報発信をしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・ボランティア登録希望者に対して、リーフレットを用いてボランティアの心得の説明、活動希望内容を確認し、得意分野を活かした活躍の場の情報提供を行います。登録申込書には、緊急連絡先の記入をお願いし、活動時の緊急事態にも備えています。
- ・登録団体希望者には、登録時及び年1回の登録団体説明会の中で、ボランティア活動についてわかりやすく説明しています。
- ・よこはまシニアボランティアポイント」の登録研修会を開催し、ボランティア育成を行います。コロナ後2回の開催で20名のシニアボランティアが誕生しました。今後もボランティア活動をはじめのきっかけとして周知活動と登録会の実施を継続していきます。
- ・若い世代への啓蒙活動としては、小中学校の生徒を対象に認知症サポーター養成を定期的に行い、若いサポーターによる地域の見守り活動の活性化につなげています。開催当初から継続開催している「みんなの学習室」では中高生・大学生のボランティア活動の機会を提供しています。
- ・具体的なボランティア活動の場として、ケアプラザ事業への協力や、デイサービスでのレクリエーション、秋まつり、子育て支援や子ども食堂の補助、繕い物などをコーディネートしています。
- ・コロナを機に、在宅でも可能なボランティア活動の紹介を行い、活動の場が広がりました。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・青葉台連合自治会のイベント、地域防災拠点避難訓練、学校コーディネーター連絡会、青葉台地区社会福祉協議会の理事会、各自治会の会合や祭り等、イベントに積極的に出向き顔の見える関係づくり、情報収集を行います。
- ・登録団体説明会のアンケートや意見交換を行い、福祉保健活動に関する最新情報の把握に努めています。
- ・横浜市ポータルサイト「Ayamu（あやむ）」の活用、地区診断シートや地域アセスメントシート更新のための地域情報の収集を随時行います。
- ・広報紙「ひろば」で、自主事業の紹介、ケアプラザの活動報告等の情報発信を行っております。青葉台連合自治会（24自治会）、谷本連合自治会の一部（梅が丘自治会）計25自治会へ計1,400枚を回覧用に配布、区役所、区社協、郵便局、協力医療機関に配架しています。
- ・来館者が情報を得やすい入口に活動・講座のチラシ、事業カレンダーを常設しています。
- ・ウェブアクセシビリティに対応した、ホームページ、ブログ等で情報発信を行っています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

ケアプラザの秋まつり、ケアプラザ事業、支えあいネットワーク会議、自治会・老人会など地域の住民が集まる場でのアンケートやヒアリングを通じて、高齢者の生活上のニーズ把握に努めています。

地区アセスメントシート、地区診断シートを区役所、区社協と作成・分析し、課題抽出および解決に向けた取り組みを地域住民とともに検討します。

・「スマホつながりサロン」

地区社協、民生委員、保健活動推進員、地域ボランティア等の協力により、3つの自治会を対象に開催し、地域住民37名、ボランティア34名が参加しました。参加者にアンケートを配布し、情報収集・分析し、地区社協理事会（福祉部）で情報共有しました。

・「チームオレンジ」活動

「チームオレンジ（モデル事業）」におけるメンバー同士の勉強会やグループワークを通じて、地域の高齢者の生活上のニーズを把握・分析し、チームオレンジ活動（認知症カフェ、スロージョッピング等）の推進に繋がっています。

・「地域のお手伝い隊さつき（ちょこっとボランティア）」

定例会議に参加し、メンバーが活動を通じて把握した情報を共有・収集しています。包括と連携し、地域ケア会議につなぎました。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・区社協の一層コーディネーター及び生活支援コーディネーター連絡会で各自が収集した地域のインフォーマルサービス情報（配食、移動販売、移動支援、生活支援等）について共有・分析を行い、リスト化しました。
- ・収集した情報は、包括カンファレンスや介護予防従事者研修等で情報提供を行います。
- ・居宅介護支援事業所にはチラシファイルを配布しました。
- ・地域活動団体、5つの自治会・老人会、青葉台南部地区民生委員児童委員協議会、青葉台地区保健活動推進員会、青葉台南商店会等と、地域のイベントや会合等を通じて、顔の見える関係を培い、情報収集を行っています。
- ・サービスB事業所（NPO）、郵便局や銀行等の金融機関、薬局、医療機関、スーパーと情報共有・連携しています。
- ・横浜市ポータルサイト「Ayamu（あやむ）」を活用し、情報収集をしています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

青葉台地区の地区別計画を念頭に目指すべき地域の姿を地域住民と共有して必要な生活支援・介護予防・社会参加にかかる活動等を新規に創出し、また既存のものは、継続・発展させるための企画立案を目的として協議体を支援します。

・「地域のお手伝い隊さつき」

地域の困りごと（草取り）の課題から発足した地域のお手伝い隊さつきを協議体として支援し、新たな活動（ゴミ出し支援、電球交換等）の創出につながりました。

・「手づくり広場」

孤立化予防や相互見守りを目的とした活動に発展させるため、手芸を中心としたサロンを協議体とし、認知症の人も参加できる場の創出、認知症養成講座受講者にサポーターの証としてお渡しするロバのマスコット作りにつながりました。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載して下さい。

- ・総合相談等より、一人暮らしの方・認知症の方の相談・生活支援の必要な方・インフォーマルサービス等を求める方が増加しています。
- 高齢者の見守りと配食を兼ね備えたポポロ（生活支援サービス補助事業）について、生活支援コーディネーターが、本人・家族・ケアマネジャーや関係機関へ随時情報提供しています。
- ・高齢者独居、高齢者のみ世帯を対象とした草むしりや剪定を行うボランティア「地域のお手伝い隊さつき」の情報提供を行っています。

- ・チームオレンジ事業の中に、認知症の人・その家族などの居場所づくりを位置づけ、認知症カフェ（エリア内3箇所）やさつきハート（ライフでの買い物と交流）を実施しており、住民に広く紹介しています。参加者、ボランティア合わせ毎月10名前後の方が参加されています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上および福祉の推進を包括的に支援する役割を担う機関です。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が各専門性を活かして相互連携しながら事業に従事しています。

当ケアプラザエリアは、戸建て中心の住宅地が整備され約50年以上経過しており、地域住民の高齢化率が上昇傾向であり、（2025年25.0%推計…横浜市将来人口推計より）相談・支援が必要な方の増加が予測されます。誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らし続けることができるよう、介護予防や社会参加の支援を継続していきます。

- ・保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが多様なニーズ・相談を総合的に受け止め、出来る限り要介護状態にならないように、情報を共有しながら協力して支援を行います。必要時、生支援コーディネーターや地域・活動交流コーディネーターと連携し、継続的な支援を提供する体制を整えています。
- ・多岐にわたる様々な相談（認知症・高齢独居見守り・入退院時の対応・介護・孤立化予防・家族からの相談対応・高齢者虐待防止・権利擁護・セルフネグレクト・在宅での看取り・8050・精神疾患・障がいなど）に対応するため青葉区高齢・障害支援課地区担当や関係機関と情報共有・連携を行いながら支援策を検討し、在宅で暮らし続けるための地域包括ケアシステム構築を続けていきます。
- ・介護保険認定申請に関する相談に対しては、青葉区が作成した「介護保険サービスの概要」、「認定申請書の記入方法」、「申請からサービス利用開始までの流れ」などの案内動画、介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」を活用した上で個別の相談に応じています。
- ・今後の相談増加にも対応できるよう、相談票の整理・管理や個人情報の適切な保管を徹底しています。
- ・遠方や海外在住の家族の場合はメールなどを用いて相談支援を行います。
- ・相談内容を分析し、横浜市相談月報作成システムや地域ケアプラザ月間事業報告書、PDCA事業実績評価を作成しています。運営協議会や地域ケア会議などで地域課題を共有し、解決のための検討を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

認知症の人やその家族が安心して暮らせる社会を実現するために、2024年1月に施行された認知症基本法は、認知症施策の基本方針を示しています。この法律に基づき、国は「認知症施策推進基本計画」を策定し、「新しい認知症観」に立った施策の推進を目指しています。この新しい認知症観とは、認知症になってもできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で役割を果たし、希望を持って自分らしく暮らし続けられることを重視したものです。「共生」と「予防」を軸に、認知症支援事業を進めていきます。

- ・当地域包括支援センターでは、認知症の人やその家族を支援するため、個別の相談支援と早期対応、介護者支援と普及啓発、見守り体制と集いの場づくり、啓発活動と支援体制づくり（チームオレンジ事業）などの取組みを行っています。
- ・「認知症になっても安心して暮らし続けるために」超高齢化に伴う認知症の人や家族への取組みを推進するため、平成25年から認知症サポーター養成講座（小学校・中学校・一般住民・マンションなど）を積極的に開催してきました。
- ・令和4年度より地域住民と協働し、「チームオレンジ事業（横浜市モデル事業）」を開始し、事業を継続展開しています。キャラバンメイトや地域活動ボランティア、当事者や家族、自治会役員、支援事業所などの協力を得て活動を行っています。

当エリアは住民の主体的な参加があり、チームオレンジの目的「いつまでも（認知症になっても）地域で暮らすために」を目指し積極的に取り組んでいるエリアです。

講演会や勉強会では、講師として様々な専門職や当事者・家族・住民を招いており、地域の企業（ライフなど）、福祉事業所、商店、薬局、ケアマネジャーなどと協働し、支援体制づくりと地域住民への活動周知を続けています。若年認知症や認知症の家族等の介護経験者から体験談を聞く勉強会は、認知症の理解や認知症ケアについての知識を得られる機会となっています。

「出来ることを出来る時に出来る人が」というチームのモットーを大事にしながら、活動の更なる拡充、啓発、仲間を増やすことを目標に事業を展開していきます。

- ・物忘れ・認知症についての相談増加に対しては、青葉区高齢・障害支援課地区担当と連携して、訪問・電話相談での対応、物忘れ相談や専門医紹介、病院との連携、認知症初期集中支援チームとの連携など速やかに展開していきます。
- ・若年性認知症の相談を受けた場合は、個別のアセスメントを深め、社会参加、就労継続、本人・家族の意思・希望を尊重した支援を行います。
- ・MCI（軽度認知障害）の相談に関しては、認知症対策の第一歩として早い段階で進行緩和できるような適切な医療やサービスにつなぎます。

具体的な対策

① チームオレンジ事業の展開…定例会・振り返りの会 月2回

- ・認知症に関する講演会年4回 勉強会随時
- ・さつきハート…ライフでの買い物と交流活動 月1回
- ・認知症カフェ3か所（しらとりcafé・ろばカフェ・更科サロン）年それぞれ10回

- ・チームオレンジ活動チラシ制作配布
- ・チームオレンジだよりの作成配布
- ・普及啓発活動 ケアプラザ秋祭り展示や普及啓発活動 区役所での展示 啓発グッズの作成
- ・認知症サポーター養成講座（平成 25 年から毎年開催）
対象者：小中学校の児童・生徒・教職員、地域住民（老人会・ボランティアを含む）、民生委員児童委員、保健活動推進員、介護サービス事業所等

② その他の認知症関連事業

- ・認知症対策リーフレット活用・物忘れ検診・相談周知
- ・青葉区認知症対応連携マニュアルの活用
- ・訪問電話等による相談（随時）
- ・協力医や専門医の相談窓口紹介や支援
- ・認知症予防…コグニサイズ（筑波大学考案認知症予防プログラム・スクエアステップ講師に依頼し脳トレ・ハマトレ講座の開催計画、継続
- ・認知症施策ワーキング参加
- ・認知症初期支援チームとの連携などを行います。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者虐待早期発見・対応、未然防止のための普及啓発、養護者支援、成年後見制度の利用促進および消費者被害の防止等を念頭に事業を実施しています。

当ケアプラザエリアは、住民の高齢化率が上昇傾向（2025 年 25.0%推計…横浜市将来人口推計より）であり、独居高齢者や高齢者のみ世帯も増加しています。成年後見制度利用に関する相談も増えており、今後も相談・支援が必要な方の増加が推測されることから、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護事業を次のように展開していきます。

高齢者虐待防止対策

区役所（高齢・障害支援課、生活支援課など）との定例会議（月 1 回）、ネットワークミーティング（支援検討会議、必要時）を通じて、個別ケースや虐待案件について情報共有と支援策の検討を行っています。

不適切な介護（虐待案件や疑いのあるケース）、セルフネグレクト状態にある高齢者への対応については、住民やケアマネジャーからの相談や通報に基づき、区役所担当者や関係機関と速やかに情報共有し、緊急性の判断を行い対応・支援につなげています。

サービス事業所やケアマネジャーからの情報が入りやすくなるよう、日ごろより関係機関との関係を深めるよう努めています。

介護者・養護者支援

介護疲れからの高齢者虐待の早期発見・予防を目的に、年 10 回「介護者のつどい」を開催しています。介護負担軽減となるような参加者同士の情報交換や意見交換の場を設けています。高齢者虐待の事例によると、意図的に介護を放棄している事例がある一方で、介護に関する知識や病識が十分ではないなどの理由もありうるため、「介護者のつどい」において、サービス事業所や包括職員からの介護に関する情報やセルフケアに関する情報提供などを積極的に行い、介護者・養護者の支援を継続していきます。

権利擁護関連講座の開催

専門家を講師に招き、権利擁護に関連する講座（成年後見制度、相続、遺言、高齢者の住まいに関する講座、また、青葉区版エンディングノート「わたしノート」の普及啓発講座など）を住まいの問題も含めた「終活」全般をテーマとして年に 2～3 回継続的に行ってきました。高齢者や障がい者など判断能力が不十分な方が、可能な限り住み慣れたまちで暮らし続けるために権利擁護の視点から虐待防止等の理解促進、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止など多角的に続けていきます。住民一人ひとりが尊重され、本人の意思決定にあった形で社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現を目指します。社会福祉士は、概ね年 6 回青葉区成年後見サポートネットに参加し、士業や市民後見人との情報交換や事例検討を行うほか、定期的に権利擁護の研修や勉強会等に参加し、様々な相談に対応できるよう研鑽を深め、権利擁護に関する制度の理解、相談支援体制の充実に努めていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーが高齢者一人ひとりの状況に応じて適切なサービスを提供できるよう、主治医や関係機関と連携・協働の体制づくり、個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメントとは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者の状況に応じて生活全体を支えることです。

当ケアプラザエリア居宅介護支援事業所（5 事業所）、委託の介護予防支援事業所（約 20 事業所）を対象とした、多職種による研修やケアマネジャーと地域の活動団体との各種連絡会を通じて、ケアマネジャーと地域をつなぐ支援を行います。

ケアマネジャーが利用者の自立支援を目的とした相談対応を行い、介護サービスのみではなく、インフォーマルサービスを活用したケアマネジメントを地域とのつながりを持ちながら実践できるよう支援します。

具体的な支援内容

- ・ケアマネジャーからの個別のケースや支援困難事例に関する相談対応

- ・包括カンファレンス（年４～６回）
- ・地域ケア会議
- ・ふれあい見守り連絡会
- ・介護予防従事者研修
- ・顔の見える関係づくり会議
- ・通所介護連絡会
- ・訪看連絡会

エリアの民生委員児童委員とケアマネジャーの連携推進・顔の見える関係構築として、民生委員・児童委員・ケアマネジャー・サービス事業所等を対象とした意見交換会を開催しています。地域包括ケアシステムの構築を目指す機会として地域ケア会議を年に１回～２回開催しています。参加者とともに地域課題解決や社会資源発掘に向け、地域での「見守り強化」や「気づき」などをテーマとして話し合いを重ねています。

青葉台南部地区民生委員児童委員協議会と協力して、年１回ふれあい見守り連絡会を共催しています。日頃から見守り活動を行っている地域の支援者（区役所・区社協・自治会・民生委員・保健活動推進員・友愛・ボランティアなど）が参加し、情報交換・意見交換を行う機会としています。

在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が在宅で医療と介護を一体的に提供されるよう医療機関と介護事業所の連携を推進します。

- ・青葉区主催の（医療と介護の）「顔の見える関係づくり会議」と連携を図り、包括エリアにとどまらず、青葉区内全体の地域包括ケアシステムの構築やシステムづくりを行います。
- ・包括カンファレンスでは、ケアマネジャー、青葉区在宅医療連携拠点や薬剤師、インフォーマルサービス事業所、介護支援事業所、医師などに参加して頂き、地域連携を深める機会となっています。
- ・個別ケースの相談においては、医師・歯科医師・薬剤師・医療機関のソーシャルワーカー・ケアマネジャー・青葉区在宅医療連携拠点などとの連携を図り、随時電話やメール、MCS（メディカルケアステーション）で対応しています。
- ・地域包括支援センターの周知や地域の情報収集、連携づくりを継続していきます。
- ・困難な個別ケースの支援策について、区役所・包括支援センターとの会議や連絡を随時開催し、話し合い、各関係機関と連携を図っています。
- ・月に２回ケアプラザの協力医による、地域住民やケアマネジャーを対象とした健康相談を実施しています。チームオレンジ事業活動に参加し、助言やアドバイス等の支援をしていただいています。
- ・ケアプラザの広報紙「ひろば」に、地域住民に向けた健康づくりや感染症予防などの情報年２回寄稿いただいています。
- ・秋まつりにおいて、地域開業歯科医師の協力により、歯科相談コーナーを開催しています。また地域の薬局・クリエイト・保健活動推進委員等の協力を得て健康や栄養に関する多岐にわたる情報を発信しています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

「地域包括ケアシステム構築」について、高齢者支援の充実と社会基盤の整備を進め、地域包括ケアシステムの実現を目的に、地域包括支援センターが区や関係機関・地域住民と協働し概ね年に1～2回の頻度で地域ケア会議を開催します。

令和6年度は、地域住民からの個別の相談において、認知症初期の方の対応にとまどうケースが多くみられ、認知症について理解促進、当事者・家族・近隣が住みやすいまち作りを目指し「認知症初期の方への対応」をテーマとした地域ケア会議を行いました。

地域住民、民生委員、自治会役員、警察署、薬剤師、医師、訪問看護事業所、ケアマネジャー、ちょこボラさつき、区役所、区社協などの積極的な参加協力があり日ごろからの連携を深めています。今後も、抽出された地域課題に沿ったテーマを年度ごとに設定し、課題解決に向けた地域ケア会議を継続的に開催していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

要支援者の増加により、毎月140名程度の支援を行っています。介護予防支援の受託可能な居宅介護支援事業所が減少しているため包括が直接予防ケアマネジメントを行うケースが増加しており非常勤ケアマネジャーの配置が必須となっています。

- ・ICF（国際生活機能分類）を軸にアセスメントを行い適切なケアプランの作成をしています。対象者の主体性・意欲を引き出すような自立支援型の介護予防ケアマネジメントを実施しています。
- ・予防プランを外部に委託する場合は、公平・中立性の確保を念頭に置き、介護予防支援委託事業所一覧・ハートページなどを活用し、利用者に複数の居宅介護支援事業所等の概要・特徴などを説明し、自己決定を促すようにしています。

委託後も担当ケアマネジャーと連携し、適切なケアプラン作成を支援していきます。

- ・青葉区役所、地域包括支援センターが企画・運営等協働し、介護予防従事者研修を開催します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・「健康横浜21計画」及びエリア特性をふまえ、区役所保健師等と随時相談しながら、超高齢化対策、フレイル対策、転倒予防、健康問題、栄養課題・低栄養、認知症、体力低下、口腔機能低下、高齢者うつ、孤立化等に対応できるよう企画・立案し介護予防事業を展開しています。
- ・「未来に向けた健康づくり」を実現するため、身近な地域で、健康づくり・認知症予防・介護予防・フレイル予防に関心を持っていただける内容を実施しています。

- ・仲間づくり・つながりづくり・社会参加につながるよう「一人が一人を誘う」という、仲間に健康意識を伝えていく地域を目指し支援しています。
 - ・専門職（栄養士・理学療法士・歯科衛生士・体操講師・整体師・協力医など）と連携し、介護予防に積極的・継続的に取り組みます。
- 筋トレ、ウォーキング、コグニサイズ、スクエアステップ（筑波大学考案）、ハマトレ、顔ヨガ、ラジオ体操、口腔機能向上など参加者にとって魅力的な事業を継続しています。

地域活動支援

- ・男性ボランティアグループ（5団体）、介護予防ボランティア、ハマトレキャスト、要支援者・虚弱な方の参加できるハマトレグループ「朝活ハマトレ」など
 - ・「元気づくりステーション」（3か所）支援「さつき盆踊りの会」「歩こう会・ウォーキング」「しらとりサロン」
- 「しらとりサロン」については、コロナ後メンバーの減少があり、新たな内容ボッチャを取り入れ、活動継続していけるよう、保健活動推進員や地域住民の方と協力し実施しています。
- 「さつき盆踊りの会」は毎年デイサービス夏祭りにおいて利用者と交流し、盆踊りを共に楽しめつつ、ボランティアとして活躍しています。
- ・区の事業と協働しハマトレキャスト6名が介護予防ボランティアとして地域での仲間づくり、体力づくりを推進しています。
 - ・いつまでも生き生きと身近な地域で参加できる事業を、地域住民や関係機関と検討しながら取り組んでいます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

介護保険に関わる連携、介護サービス以外の連携について、電話、メール、会議、研修等により積極的にネットワークづくりを行っています。

- ・包括カンファ（年４回）…エリア内ケアマネジャー事業所５箇所、インフォーマルサービス事業所、薬局、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、在宅医療拠点、医療機関などと情報共有や顔の見える関係づくり
- ・チームオレンジ事業において、地域住民・自治会・各関係機関・キャラバンメイト連絡会、大学等講師、青葉区社協、青葉区高齢障害支援課、横浜市健康福祉局等との連携ネットワークづくり
- ・地域ケア会議での連携、情報共有、情報交換（参加者との顔見え会議）
- ・「青葉区顔の見える場づくり会議」への参加と情報共有（年４回）…青葉区２１団体参加（医療・保健・介護・福祉団体その他）
- ・青葉区医師会「災害時地域医療検討部会」定例会への参加・連携
- ・「青葉区在宅医療・介護連携チーム」研修の企画運営への協力
- ・MCS（メディカルコミュニティシステム）による日頃からの関係者との情報交換・情報共有
- ・地域密着型サービス事業所の運営推進会議（楓の風、リハラボバイウォーキング、デイサービスセンター青葉台等）への参加
- ・介護予防普及啓発事業における多職種との連携・介護予防支援のネットワーク構築（ハマトレキヤスト・事業所栄養士、横浜新緑総合病院理学療法士、看護師、薬剤師、医師、歯科医師、歯科衛生士、介護予防療法士、整体師、介護予防支援リーダー・体操講師など）
- ・民間企業・ボランティアとの有機的な連携…ライフ（さつきハート・買い物と交流支援）、郵便局、薬局、商店（認知症カフェへの協力・配食ポボロ）

等の社会資源と有機的に連携しています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域包括支援センターを有する地域ケアプラザに所属する居宅介護支援事業所として、公平中立な立場で在宅介護に関するケアマネジメントを積極的に行っております。

- ・より適正なサービスを提供するために、公的サービスのみならずインフォーマルサービスの情報提供が出来るよう、生活支援コーディネーターと連携して地域の活動状況の情報集約に努めております。
- ・複数のサービス事業所の情報提供を行い、ご利用者様ご自身で自己決定をすることが出来るよう支援しております。
- ・利用者の状況に応じたケアプランの作成を行い、サービス担当者会議を開催し利用者、ご家族、サービス事業所へ参加を依頼、利用者が円滑にサービスをご利用していただくことが出来るよう情報の共有を行い、連携の強化に努めております。
- ・サービス利用開始以降も継続的なモニタリングの実施や自宅への定期訪問、サービス事業所からの報告により利用者の状況確認を行い、変化が見られた際にはサービス事業所や主治医、必要に応じて地域包括支援センターや関係行政機関等と連携し速やかに必要となる支援を行います。
- ・近隣の地域包括支援センターと連携を取り、介護予防支援事業を積極的行います。
- ・利用者の意思・人格を尊重し、その人らしい生活を住み慣れた地域で可能な限り居宅において、その人が有する機能・能力に応じて自立した日常生活を安心して続けられる事を目的に、利用者の選択と自己決定により、適切な福祉保健サービスが多様な事業所から効率的に提供されるよう支援をします。
- ・職員体制は常勤職員 3 名、非常勤職員 1 名(主任ケアマネジャー 2 名、介護福祉士 3 名、社会福祉士 1 名、看護師 1 名)の手厚い人員配置を維持し、週 1 回のカンファレンスで情報共有をすることにより、よりきめ細やかに対応できる体制で挑んでおります。
- ・ケアプラザ年末年始の休館日を除く 360 日 24 時間相談可能である特定事業所加算Ⅲを算定する事業所として、契約の有無に関わらず、地域住民の皆様に安心して在宅生活を継続頂けるよう、質の高いサービスを提供して参ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

通所介護は、ご利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を可能な限り営むことができるよう、機能訓練指導員や看護職員等各種職員がその専門性を発揮し、「レクリエーション・食事・入浴・機能訓練等」のサービスを良心的に提供することによって、心身の機能と健康の維持、社会的孤立感の解消、日常生活の活性化等を図り、日々快適に過ごせる雰囲気づくりを行っていくことを目的に事業を展開しています。

- ・通所介護計画書や機能訓練計画書を作成しその内容に沿ったサービスを、利用者の食事や歩行等の ADL（日常生活動作）・買物等の IADL（手段的日常生活活動）の維持向上に努め、個々の目標実現に向けたサービスを提供していきます。

- ・年間を通して季節感を感じていただけるとともに、少人数でも楽しめ、個々のニーズに対応できるようなプログラム作りを心がけています。
- ・介護予防を目的に実施する機能訓練プログラムは、午前中はストレッチや筋力トレーニング等の集団機能訓練、昼食前に嚥下体操を取入れ、午後からの歩行訓練は利用者から好評を得ています。また機能訓練指導員が中心となり終日個別機能訓練を実施しています。
- ・入浴されない方を中心に下肢の血行、動きを良くするために足浴やフットケアを行い、好評を得ています。
- ・食事は開設以来食器を陶器に統一して提供し、食材は地産地消を考慮し、外食する機会が少ない方々が年間を通して楽しめるように、季節に応じたメニュー作りと、選択できるメニュー、週1回お重箱を用いたお弁当膳を取り入れています。
- ・職員は法人内で年間計画されている研修に参加し、サービスの質の向上に努めています。
- ・介護保険開始以来サービスを25年間提供してきた実績を構築し、医療依存度の高い方、認知症の周辺症状のある方でも積極的に受入れ、ご家族のレスパイトケアに貢献しています。
- ・ケアプラザの持つ機能を最大限に生かし、利用者へは安心安全なサービスを専門スタッフから提供できるよう工夫をしています。
- ・BCP・業務継続計画について、災害及び感染症発生時、計画に則り遅滞なく事業を再開し、同時に地域ケアプラザ福祉避難所開設に協力することにより、地域ケアプラザに併設する通所介護事業所として求められる役割を遂行していきます。

算定加算ほか

- ・通常規模（1日定員35名／1か月定員750名／年間9000名上限）月～土 9：30～16：30
- ・算定加算類：個別機能訓練加算ⅠⅡ、個別機能訓練加算Ⅱ、科学的介護推進体制加算
入浴介助加算Ⅰ、サービス提供加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ

概要

水光熱費の高騰、設備の老朽化、人材確保が困難な状況が継続していますが、地域ケアプラザに併設するデイサービスとして質の高い事業継続を目指す使命感を持ち、設備点検と修繕、職員研修や資格取得支援などで職員のキャリアアップを図り、加算を確実に算定することで、コロナ禍の危機的状況においても赤字に陥ることなく無事に乗り越えました。

地域に通所介護事業所が数多ある中で、ケアプラザ併設デイサービスの強みを活かし基本的な通所介護事業を継続することが差別化につながり稼働率90%維持に繋がっていると考えます。

利用者個々の日常生活動作能力の判定と個別機能訓練計画作成、科学的介護情報システムLIFEとの連動、介護度の重度化予防、在宅生活の継続支援、日々の暮らしに楽しみと活力を見出すなど、新しい企画も導入しながら、今後もケアプラザデイサービスが安定した事業を継続する事により、地域住民およびご利用者ご家族の安心と信頼、地域の福祉サービスの基盤になると考えます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・施設の課題としては、経年劣化に伴う故障・修繕が目立って来ております。
ご利用者の安全を最優先に、快適にご利用頂けるよう施設管理者点検にて順位を付け、青葉区事業企画に協議しながら順次修繕を進めて参ります。
- ・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センター事業が円滑に運営できるよう、また地域の福祉保健活動が継続的に推進されるための計画的な収支予算を組み立てております。
- ・施設の特性として、事務所、デイルームおよび玄関が2階にあたり、多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアルーム合計3か所が1Fに設置されております。
広い活動スペースがありますので、福祉保健事業や様々な活動が積極的に推進可能であり、その活動等が効率的且つ継続的に行われるための経費を考えております。
- ・1階各室の天井灯は全てLED化しました。
- ・空調の温度設定は夏27℃、冬23℃とし、温度・湿度・照度の確認を行っています。
- ・幅の広い階段には両側に手すりが設置されていますが、障がいを抱える方や高齢の方が1Fへ移動する際にエレベーターを利用されますので、エレベーターの保守管理をはじめ、全ての利用者が安全に安心して施設を利用していただくことを常に念頭に置き、維持管理・メンテナンス、安全管理および清潔保持のための経費を重点的に配分しております。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- 地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センター事業が円滑に運営できるよう、また、地域の福祉保健活動が継続的に推進されるための計画的な収支予算を組み立てております。
- 施設の特性として、多目的ホールが1Fと2Fにそれぞれ設置されており、合わせて2ヶ所の広い活動スペースがありますので、利用者への福祉保健事業や様々な活動が積極的に推進可能となります。その活動等が効率的且つ継続的に行われるための経費を考えております。
- また障害を抱える方や高齢の方が2Fへ移動する際にエレベーターを利用しておりますので、エレベーターの保守管理をはじめ、全ての利用者が安全に安心して施設を利用していただくことを常に念頭に置き、維持管理・メンテナンスの経費を配分しております。
- 近年は電気・水道・ガス料金およびガソリン料金も軒並み値上げしており、当ケアプラザも使用量を削減しても単価が上がっており、水光熱費だけで年間1,000万円近く、負担が増えています。
- ・電気使用量が見える化し、事務所時計および壁面パネルにて使用量が設定を超えるとアラームが鳴り、職員一同で電気を消す等の省エネ行動を起こします。
 - ・照明類が故障した場合は順次LED照明に交換しています。現在LED交換率は30%未満ですが、2025年度以降の横浜市ESCO事業（横浜市公共施設LED化事業）に手上げ、順次対応を行います。
 - ・吸収式冷温水機交換工事に伴い、施設西側ガラス窓に透過度の高い遮熱フィルムを貼りました。

夏場の遮熱だけでなく災害時のガラス飛散防止にも繋がります。

- ・デイ浴室シャワー、厨房と調理室、給湯室の蛇口に節水ヘッドを設置。水道使用量を抑制するだけでなく「肌当たりが柔らかくなった」「シャンプー後に髪が軋まずフワフワになる。」等の効果も聞かれました。
- ・食材費高騰の打撃も受けていますが、デイサービスの給食業者では、おやつをデイサービスの行事に合わせて手作りする事により、質を下げず利用者負担額の増加抑制を行っています。近隣のデイサービスが苦戦する中、高稼働を維持している要因となっています。
- ・レクリエーションも、お金をかけず工夫して、季節感や達成感を意識したプログラムを提供する事により、ご利用者満足度の向上に繋がっています。

省エネ行動はCO2削減にも繋がりますので、職員1人1人が徹底し、経費節減に努めていきます。

指定管理料提案書
(横浜市さつきが丘地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	10,295,000円	10,295,000円	10,295,000円	10,295,000円	10,295,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	1,744,000円	1,744,000円	1,744,000円	1,744,000円	1,744,000円
事業費		・ボランティア活動保険料 ・各種講座材料費、資料印刷 ・講師謝金、交通費 ・会場費	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		・旅費交通費、事務消耗品 ・通信費、 ・会議ठीい費、印刷製本 ・通信費、PC等使用料・賃借料 ・施設賠償保険、地域協力費	☐	2,800,000円	2,800,000円	2,800,000円	2,800,000円	2,800,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	9,400,000円	9,400,000円	9,400,000円	9,400,000円	9,400,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				23,992,000円	23,992,000円	23,992,000円	23,992,000円	23,992,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	21,215,000円	21,215,000円	21,215,000円	21,215,000円	21,215,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	256,000円	256,000円	256,000円	256,000円	256,000円
事業費		・ボランティア活動保険料 ・各種講座材料費、資料印刷 ・講師謝金、交通費 ・会場費	☐	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
事務費		・旅費交通費、事務消耗品 ・通信費、 ・会議ठीり費、印刷製本 ・通信費、PC等使用料・賃借料 ・施設賠償保険	☐	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	2,600,000円	2,600,000円	2,600,000円	2,600,000円	2,600,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				26,827,000円	26,827,000円	26,827,000円	26,827,000円	26,827,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・生活支援Co	☐					
事業費		・ボランティア活動保険料 ・各種講座材料費、資料印刷 ・講師謝金、交通費 ・会場費	☐					
事務費		・旅費交通費、事務消耗品 ・通信費、 ・会議ठी費、印刷製本 ・通信費、PC等使用料・賃借料 ・施設賠償保険	☐	385,000円	385,000円	385,000円	385,000円	385,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		・ボランティア活動保険料 ・各種講座材料費、資料印刷 ・講師謝金、交通費 ・会場費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市さつきが丘地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,992,000円	23,992,000円	23,992,000円	23,992,000円	23,992,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,827,000円	26,827,000円	26,827,000円	26,827,000円	26,827,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		57,158,000円	57,158,000円	57,158,000円	57,158,000円	57,158,000円	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
		居宅介護支援事業	25,000,000円	25,000,000円	25,000,000円	25,000,000円	25,000,000円
		通所系 サービス事業	85,000,000円	85,000,000円	85,000,000円	85,000,000円	85,000,000円
		115,000,000円	115,000,000円	115,000,000円	115,000,000円	115,000,000円	
	その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
	172,158,000円	172,158,000円	172,158,000円	172,158,000円	172,158,000円		
支出	内訳	人件費	98,095,000円	98,585,475円	99,078,402円	99,573,794円	100,071,663円
		事業費	19,854,000円	19,854,000円	19,854,000円	19,854,000円	19,854,000円
		事務費	28,000,000円	28,000,000円	28,000,000円	28,000,000円	28,000,000円
		管理費	9,200,000円	9,200,000円	9,200,000円	9,200,000円	9,200,000円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
		155,149,000円	155,639,475円	156,132,402円	156,627,794円	157,125,663円	
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支			17,009,000円	16,518,525円	16,025,598円	15,530,206円	15,032,337円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市さつきが丘地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	7.0000人	7.0000人	7.0000人	7.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

団体の概要

(令和 7 年 1 月 10 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんみどりふくしかい) 社会福祉法人みどり福祉会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒227-0053 神奈川県横浜市青葉区さつきヶ丘8番地4号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和54年1月11日
沿革	昭和53年11月22日 社会福祉法人みどり福祉会 設立許可 昭和54年1月11日 社会福祉法人みどり福祉会 設立 昭和54年9月15日 特別養護老人ホームひかり苑竣工 昭和54年9月23日 特別養護老人ホームひかり苑設置許可 昭和54年10月1日 特別養護老人ホームひかり苑開所(定員80名) 昭和54年11月1日 在宅寝たきり老人等入浴援護事業開始 昭和55年4月1日 在宅老人一時入所事業開始(定員4名) 平成10年10月1日 老人居宅介護等事業開始 平成11年12月1日 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 開所 在宅介護支援センター事業開始 地域活動・交流事業開始 通所介護事業開始 平成12年4月1日 介護保険制度施行 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 居宅介護支援事業開始 平成18年4月1日 特別養護老人ホームひかり苑介護予防事業開始・(予防) 短期入所生活介護、(予防)訪問介護 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 介護予防事業開始・(予防)通所介護 地域包括支援センター事業開始 介護予防支援事業開始 平成19年3月30日 ひかり苑・職員宿舍棟改修 平成24年1月1日 横浜市恩田地域ケアプラザ 開所 地域包括支援センター事業開始 地域活動・交流事業開始 介護予防支援事業開始 居宅介護支援事業開始

	平成 24 年 3 月 1 日 特別養護老人ホーム高ヶ坂ひかり苑 開所(定員 80 名) (予防)短期入所生活介護(定員 10 名)ユニット型個室 平成 24 年 4 月 1 日 特別養護老人ホーム高ヶ坂ひかり苑 (予防)通所介護事業開始 平成 26 年 6 月 1 日 特別養護老人ホーム高ヶ坂ひかり苑 居宅介護支援事業開始 平成 28 年 4 月 1 日 地域ケアプラザ・生活支援体制整備事業開始 平成 28 年 7 月 1 日 B & J クリニック御茶ノ水開業 平成 30 年 7 月 1 日 社会福祉法人みどり福祉会 ひかり苑居宅支援センター居宅介護支援開設 令和 2 年 1 月 31 日 特別養護老人ホームひかり苑 従来型多床室プライバシー保護改修支援事業 令和 4 年 1 月 1 日 横浜市恩田地域ケアプラザ 10 周年 令和 4 年 6 月 1 日 特別養護老人ホーム高ヶ坂ひかり苑 10 周年 令和 6 年 10 月 1 日 特別養護老人ホームひかり苑 45 周年 令和 6 年 12 月 1 日 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 25 周年
事業内容等	目的 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を住み慣れた地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人居宅介護等事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人介護支援センターの経営 (ニ) 老人短期入所事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1) 居宅介護支援の事業 (2) 地域包括支援センター事業 (3) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流事業 (4) 診療所の事業 〈横浜市青葉区〉 特別養護老人ホーム ひかり苑 (従来型・多床室) 定員 80 名 併設・(予防) 短期入所生活介護 (従来型・多床室) 定員 4 名 (予防) 訪問介護 居宅介護支援事業 〈東京都町田市〉

	特別養護老人ホーム 高ヶ坂ひかり苑（ユニット型・個室）定員 80 名 併設（予防）短期入所生活介護（ユニット型・個室）定員 10 名 併設・（予防）通所介護事業 居宅介護支援事業 〈横浜市青葉区〉 横浜市さつきが丘地域ケアプラザ（＊指定管理） 地域包括支援センター事業 介護予防支援事業 地域活動・交流事業 生活支援体制整備事業 （予防）通所介護事業 居宅介護支援事業 横浜市恩田地域ケアプラザ（＊指定管理） 地域包括支援センター事業 介護予防支援事業 地域活動・交流事業 生活支援体制整備事業 居宅介護支援事業 〈東京都千代田区〉 B＆J 御茶ノ水クリニック			
財務状況 ※直近 3 か 年の事業年 度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入			
	総支出			
	当期収支差額	78,785,439 円	186,767,074 円	108,134,272 円
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【所 属】横浜市さつきが丘地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】045（972）4769 【FAX】045（972）4759 【E-mail】			
特記事項	財務状況について 【予算の執行状況】 基本的には執行超過もなく、また期中における予定外の支出に対しては補正予算を作成して対応しております。 【法人税等の滞納の有無】 法人税については納税義務者ではありません。消費税については、毎年発生しておりますが、滞納はありません。 【財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等】 直近 3 年度の事業活動資金収支差額率は、平均しても 10%前後を保っており、健全な経営状況といえます。コロナ渦においても法人全体で黒字を維持し			

続けており、令和 4 年度の当期活動増減差額率は 3%と一時的に低下しましたが、令和 5 年度においては 10%超になっています。またすべての拠点でプラスの収支差額となっており、バランスのよい状況と言えます。

一方財務状況についても、直近の平成 30 年度決算では、流動比率 1,000%超、当座比率 800%超と短期的な支払手段を十分に有しており、他方で固定長期適合率も 60%未満であり、設備投資資金を自己資本と安定した負債で調達していることを示しております。

以上のことから、財務状況の健全性や安定した経営基盤が保たれていると考えます。